

令和6年第2回定例会

東吾妻町議会議録

令和6年 6月4日 開会

令和6年 6月14日 閉会

東吾妻町議会

令和六年 第二回〔六月〕定例会

東吾妻町議会議録

令和6年東吾妻町議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月4日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	4
○町長挨拶	4
○開会及び開議の宣告	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○同意第1号の上程、説明、採決	6
○同意第2号及び同意第3号の一括上程、説明、採決	8
○同意第4号～同意第6号の一括上程、説明、採決	9
○報告第1号の上程、説明、質疑	11
○議案第4号の上程、説明、議案調査	11
○議案第5号の上程、説明、議案調査	13
○議案第6号の上程、説明、議案調査	14
○議案第7号及び議案第8号の一括上程、説明、議案調査	15
○議案第9号の上程、説明、議案調査	16
○議案第10号の上程、説明、議案調査	17
○議案第1号の上程、説明、議案調査	18
○議案第2号の上程、説明、議案調査	25
○議案第3号の上程、説明、議案調査	27
○議案第11号の上程、説明、議案調査	29

○議案第12号の上程、説明、議案調査	30
○発委第1号の上程、説明、議案調査	31
○発委第2号の上程、説明、議案調査	32
○陳情書の処理について	34
○散会の宣告	35

第 2 号 (6月13日)

○議事日程	37
○本日の会議に付した事件	37
○出席議員	38
○欠席議員	38
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	38
○職務のため出席した者	38
○開議の宣告	39
○議事日程の報告	39
○議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決	39
○議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決	40
○議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決	40
○議案第7号及び議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決	41
○議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決	42
○議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決	43
○議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決	43
○議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決	44
○議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決	45
○議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決	45
○議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決	46
○発委第1号の質疑、自由討議、討論、採決	50
○発委第2号の質疑、自由討議、討論、採決	50
○議案第13号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	51
○陳情書の委員会審査報告	55

○委員会報告について	56
○閉会中の継続審査（調査）事件について	60
○町政一般質問	61
高橋弘君	61
増子京子君	68
小林光一君	73
井上日出来君	84
○延会について	92
○延会の宣告	92

第 3 号（6月14日）

○議事日程	93
○本日の会議に付した事件	93
○出席議員	93
○欠席議員	93
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	93
○職務のため出席した者	94
○開議の宣告	95
○議事日程の報告	95
○町政一般質問	95
重野能之君	95
齋藤貴史君	100
高橋徳樹君	109
○町長挨拶	121
○議長挨拶	121
○閉会の宣告	122
○署名議員	123

令和6年6月4日(火曜日)

(第 1 号)

令和6年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第1号)

令和6年6月4日(火) 午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 同意第 1号 東吾妻町教育委員会教育長の任命について
- 第 5 同意第 2号 東吾妻町教育委員会委員の任命について
- 第 6 同意第 3号 東吾妻町教育委員会委員の任命について
- 第 7 同意第 4号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 同意第 5号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 9 同意第 6号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第10 報告第 1号 令和5年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第11 議案第 4号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第 5号 東吾妻町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例について
- 第13 議案第 6号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第14 議案第 7号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 8号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第 9号 東吾妻町公共施設等整備基金条例を廃止する条例について
- 第17 議案第10号 東吾妻町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 第18 議案第 1号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号)
- 第19 議案第 2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第20 議案第 3号 令和6年度東吾妻町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第21 議案第11号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 第22 議案第12号 工事請負契約の締結について(旧岩島第二小学校・幼稚園等解体工

事)

第23 発委第 1号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則について

第24 発委第 2号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について

第25 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	佐藤 聡一 君	2番	齋藤 貴史 君
3番	増子 京子 君	4番	渡 一美 君
5番	井上 日出来 君	6番	高橋 弘 君
7番	高橋 徳樹 君	8番	里見 武男 君
9番	小林 光一 君	10番	重野 能之 君
11番	竹渕 博行 君	12番	樹下 啓示 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	石村 文明 君
教 育 長	山野 邦明 君	総 務 課 長	酒井 文彰 君
企 画 課 長	寺嶋 正春 君	まちづくり 推 進 課 長	玉橋 晃 君
保健福祉課長	小池 さつき 君	町 民 課 長	谷 直樹 君
税 務 課 長	堀 込 恒弘 君	農 林 課 長	白石 彰久 君
建 設 課 長	福原 治彦 君	上下水道課長	高橋 篤 君
会 計 課 長 兼 会 計 管 理 者	関 和 夫 君	学 校 教 育 課 長	水出 悟 君
社会教育課長	角 田 良 信 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	西山 孝弘	議 会 事 務 局 補 佐	西 卷 雅 子
--------	-------	------------------	---------

議 会 事 務 局
任 用 計 年 度
任 用 職 員

田 中 すずの

◎議長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 皆さん、おはようございます。

開会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

さて、本日ここに令和6年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用の折、ご参集をいただき開会できますことに対し、心よりお礼申し上げます。

本定例会におきましては、人事案件はじめ、報告、条例、令和6年度補正予算案など多くの重要案件が提案される予定になっております。どうか議員各位におかれましては、格別なご精励をもって審議に臨まれることをお願いいたします。

会期中、町長をはじめ執行部各位におかれましても、特段のご協力をお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。

◎町長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 開会に当たり町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

令和6年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところご出席をいただき、ここに開催できますことに対し、心より厚く御礼申し上げます。

去る5月11日、コンベンションホールにおきまして、交流自治体9人の首長が集いまして地方創生交流自治体連携フォーラムを開催いたしました。災害時の対応力を高めるための受援、支援体制について確認を行い、自治体間の連携がさらに深まるよう取組を進めることといたしました。

また、5月29日には、群馬県ドローン普及協会と災害時における協力協定を締結いたしました。この協定によりまして、ドローンを活用した上空からの被災状況把握や赤外線による行方不明人の捜索など、迅速かつ効果的な対応が可能となります。町民皆様にとって、よ

り安全・安心な環境づくりを今後も進めてまいります。

さて、本定例会では、教育長の任命について外、人事案件 6 件、東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてなど条例関係 7 件、令和 6 年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係 3 件、報告関係 1 件、その他契約関係 2 件、合計 19 件を提案させていただき予定でございます。慎重かつ熱心な審議をいただきまして、全てを原案どおりご議決を賜りますようお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

◎開会及び開議の宣告

○議長（佐藤聡一君） ただいまより令和 6 年第 2 回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 10 時 03 分）

◎議事日程の報告

○議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い会議を進めてまいります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐藤聡一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第 125 条の規定により、4 番、渡一美議員、5 番、井上日出来議員、6 番、高橋弘議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（佐藤聡一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月14日までの11日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認め、会期は11日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

町政一般質問通告書の提出期限は、6月5日正午までといたしますので、よろしくお願いいたします。

一般質問通告書の内容が具体性に欠け、要旨が明確に分からない場合、または町の事務の範囲外であったり、適正を欠く内容の場合は、通告書の修正を求めたり受理しないことがありますので、あらかじめご承知おきください。

なお、執行部におかれましても、誠実、簡明な答弁に努めていただき、活発で能率的な議会運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。

◎諸般の報告

○議長（佐藤聡一君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後ほどご覧いただき、議会活動または議員活動に資していただければと思います。

なお、町長より東吾妻町議会採択請願・陳情処理経過一覧が提出されましたので、併せて配付してありますことを申し添えます。

以上で諸般の報告を終わります。

◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第4、同意第1号 東吾妻町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 同意第1号 東吾妻町教育委員会教育長の任命について、提案理由の説明を申し上げます。

教育長は、地方教育行政法第4条第1項の規定により、人格が高潔で教育行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て任命するものでございます。任期は3年と定められております。

現在の山野教育長は、6月20日をもって任期満了となることから、新たな教育長として、茂木一弘さんを任命したいと考えております。

茂木さんは、昭和56年4月、草津町立草津中学校を皮切りに、平成31年3月、東吾妻中学校校長を最後に退職をされるまで38年間、教職員として奉職をされました。また、令和3年6月から令和6年5月までは、当町教育委員会の委員、教育長職務代理者を務めてきたところでございます。人格、識見ともに適任と考えており、豊かな知識と経験が教育行政に生かされるものと期待をするものでございます。ご同意くださるようお願いをいたします。

なお、ご同意いただければ6月21日付で任命する予定でございます。よろしく願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎同意第2号及び同意第3号の一括上程、説明、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第5、同意第2号 東吾妻町教育委員会委員の任命について、日程第6、同意第3号 東吾妻町教育委員会委員の任命についての2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 同意第2号及び同意第3号の東吾妻町教育委員会委員の任命につきましては関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

教育委員会委員は、地方教育行政法第4条第2項の規定により、人格が高潔で教育、学術、文化に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て任命するものでございます。任期は4年と定められております。

初めに、同意第2号でございます。

清水有子さんは、令和5年10月に教育委員に就任いたしました。前任者の残任期間である6月20日をもって任期満了となります。現在、保護者枠の委員を務め、知識や経験をはじめ経歴を積み重ねているところであり、引き続き任命することが適当であると考えております。ご同意くださるようお願いを申し上げます。

次に、同意第3号でございます。茂木一弘教育委員の辞職に伴い、現在、教育委員1名が空席となっていることから、新たに委員の任命を提案するものでございます。

富澤昌久さんは、昭和55年3月に高等学校を卒業後、昭和55年4月、群馬県立板倉高等学校の事務職員を皮切りに、令和4年3月、群馬県立前橋高等学校の事務長を退職されるまでの42年間、群馬県教育委員会職員として奉職をされたほか、令和4年4月から2年間、私立の高等学校の事務長も務めてきたところでございます。人格、識見ともに適任と考えておりまして、知識と経験が教育行政に生かされるものと期待するものでございます。ご同意くださるようお願い申し上げます。

なお、ご同意いただければ、お2人とも6月21日付で任命する予定でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本2件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認めます。

最初に、同意第2号の採決を行います。

お諮りいたします。同意第2号 東吾妻町教育委員会委員の任命については、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

次に、同意第3号の採決を行います。

お諮りいたします。同意第3号 東吾妻町教育委員会委員の任命については、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎同意第4号～同意第6号の一括上程、説明、採決

○議長(佐藤聡一君) 日程第7、同意第4号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について、日程第8、同意第5号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について及び日程第9、同意第6号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任についての3件を一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 同意第4号、同意第5号、同意第6号の東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、関連がございますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、固定資産課税台帳に登録された評価等の事項について、納税義務者の不服を審査決定をするため、また、固定資産税の運営の適正、公平を期する見

地から選任をするもので、独立の機関として設置することとなっております。地方税法により、定数は3名で、任期は3年と規定されております。

同意第4号の佐藤勉さんにつきましては、平成21年7月から、同意第5号の飯塚理さんにつきましては、弁護士であり、平成13年5月から固定資産評価審査委員会委員の職務に長く従事しておりますので、適任と考えております。

また、同意第6号といたしまして、新たに渡辺三司さんにこの任に当たっていただきたいと考えております。

渡辺さんは、昭和49年に当時の吾妻町役場に入職、総務課長を経て、建設課長を最後に退職をされ、平成23年から令和5年まで12年間の長きにわたり副町長を務められました。行政経験は豊富で、人格、識見とも適任であると考えておりますので、ご同意くださるようお願い申し上げます。

なお、ご同意いただければ7月1日付で選任をする予定でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本3件につきましては、人事案件ですので、質疑、自由討議、討論を省略して、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

最初に、同意第4号の採決を行います。

お諮りいたします。同意第4号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

次に、同意第5号の採決を行います。

お諮りいたします。同意第5号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

次に、同意第6号の採決を行います。

お諮りいたします。同意第6号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案のとおりこれを同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は同意されました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（佐藤聡一君） 日程第10、報告第1号 令和5年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題といたします。

説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 報告第1号 令和5年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書についての説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書につきましては、令和5年度中の補正予算においてご議決いただきました繰越明許費補正の計算書、合計18事業でございます。一覧のとおり、繰越事業費の繰越額及び財源内訳となっております。

以上、ご報告を申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたします。

◎議案第4号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第11、議案第4号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第4号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

主な改正内容は、さらなる福祉拡充のため、福祉医療支給対象者であります母子父子家庭及び父母のない児童に対する所得制限の撤廃をするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 今回の改正につきましては、町長提案理由のとおりでございまして、新旧対照表のほうをご覧ください。

福祉医療費の支給対象者を定めた第3条中の第1項第4号は母子家庭について、第5号は父子家庭について、第6号は父母のない児童について定めた条文でございます。それぞれ所得制限が記された部分を削除いたしまして、制限を撤廃するものでございます。これまで制限により該当しなかったひとり親家庭等の医療保険の自己負担分が無料となりまして、福祉の拡充につながると考えております。

施行は、福祉医療費受給者証の毎年の一斉更新に併せ、本年の8月1日からとしております。

なお、この改正は吾妻郡内6か町村で一緒に行いまして、サービスの均衡が保たれることとなっております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第5号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第12、議案第5号 東吾妻町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第5号 東吾妻町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この条例は、過疎地域における固定資産税の課税免除の特例期間を3年間延長するとして改正総務省令が本年4月1日から施行されたことに伴い、令和5年度末をもって失効した旧条例に代えて新たに条例を制定するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） ご説明申し上げます。

この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき策定されております東吾妻町過疎地域持続的発展計画において、町が振興すべき業種として定めている製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等の用に供する設備の取得等をしたものに対して課する固定資産税について、最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3年度分に限り免除することを規定する課税の特例条例でございます。

町長提案説明にありましたとおり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める条例が改正され、課税免除の特例期間が令和9年3月31日まで3年間延長されたため、本年3月31日に失効した旧条例に代えて、新たな課税の特例条例を第1条趣旨から第6条規則への委任までの6条立ての各規定により制定するものでございます。

この条例の施行期日は公布の日からでございますが、附則第2項において旧条例の失効に伴う経過措置を規定することで、現在、課税免除の措置を受けております法人に対する不利

益が生じることはございません。

以上で説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第6号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第13、議案第6号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第6号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地域再生法の一部を改正する法律が本年4月19日に施行されたことに伴い、固定資産税の不均一課税の対象期間等を改めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） 今回の改正は、町長提案説明のとおり、地域再生法の一部を改正する法律が本年4月19日に施行されたことに伴う改正でございます。

改正内容についてご説明させていただきますので、新旧対照表をご覧ください。

趣旨を規定いたします第1条では、改正前「業務施設（以下「特定業務施設」という。）」を改正後は「業務施設（以下「特定業務施設」という。）等」に改めております。新たに追加されました「等」には、課税の特例等により企業の地方への移転等を促進する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の範囲が拡充されたことの意味がございます。

次に、固定資産税の不均一課税を規定する第2条では、不均一課税とする課税の特例の対

象期間を令和6年3月31日から令和8年3月31日に2年間延長するとともに、不均一課税の対象施設に、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の範囲の拡充により追加をされました事務所、研究所等の特定業務施設の整備と併せて子育て施設等を整備する事業も新たに含む旨を規定しております。

戻りまして、改め文の附則をご覧ください。

第1条では施行期日を、第2条では経過措置を規定しておりますが、地域再生法の一部を改正する法律が本年4月19日の施行のため、第2条、経過措置においては、令和6年4月19日前後におけるそれぞれの経過措置を規定しておるものでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第7号及び議案第8号の一括上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第14、議案第7号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第15、議案第8号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第7号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、議案第8号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例については関連がありますので、一括して提案理由の説明を申し上げます。

この改正につきましては、固定資産税評価額の評価替えを踏まえた道路法施行令の一部が改正されたものに伴い、改正するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長（福原治彦君） お世話になります。詳細説明をさせていただきます。

改正の趣旨につきましては、先ほど町長の提案のとおりでございます。固定資産税評価額の評価替えを踏まえた道路法施行令の一部が改正されたものに伴い、改正する内容となっております。

議案第7号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての新旧対照表をご覧ください。

1ページから7ページ、別表1の改正箇所についてでございますが、1ページ、第1種電柱から3ページ中段、標識までについては主に増額の改正、次の旗ざおから4ページ、アーチまでについては減額の改正、そして、次の施行令第7条第2号及び第6号については増額の改正、その他表の最後までは減額の改正となっております。

続きまして、議案第8号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例については、道路法の適用を受けない道路、河川法の適用を受けない河川等について、使用許可を受けたものから徴収する使用料を道路占用料徴収条例の改正同様に一部改正を行うものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

1ページから7ページの別表1の改正箇所につきまして、1ページ、第1種電柱から3ページ中段までの標識までについては主に増額の改正、次の旗ざおから4ページ、アーチまでについては減額の改正、そして、次の施行令第7条第2号及び第6号については増額の改正、その他表の最後まで減額の改正となっております。

以上でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本2件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第9号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第16、議案第9号 東吾妻町公共施設等整備基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第9号 東吾妻町公共施設等整備基金条例を廃止する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

この基金については、八ッ場ダム建設に伴い、生活環境の影響を緩和するために必要な事業を行うに当たり、公共施設整備事業の円滑な実行を図るために設置されたものでございます。必要な道路事業として、町道松谷・六合村線道路改良事業を実施いたしました。事業実施につき、起債の償還金を協議に基づき、受益者負担金を起債の償還に充てるため、基金に積み立てることいたしました。起債の償還が始まり、償還に充てていた基金が令和5年度で終了したのに伴い、廃止するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

○建設課長(福原治彦君) 詳細説明をさせていただきます。

改正の趣旨につきましては、先ほど町長の提案のとおりでございます。松谷地区町道松谷・六合村線道路改良事業を実施するために、令和9年度から起債を借り入れ、財源といたしました。起債の償還財源に充てるため、八ッ場ダム下流都県からの負担金を基金に積み立て、起債の償還額に併せて基金から繰り入れ、起債の償還を行ってきました。令和5年度で基金残高が終了したのに伴い、廃止をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○議長(佐藤聡一君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第10号の上程、説明、議案調査

○議長(佐藤聡一君) 日程第17、議案第10号 東吾妻町公共下水道条例の一部を改正する

条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第10号 東吾妻町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の提案は、条例の上位法である下水道法施行令の一部が改正されたことに伴う改正でございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようお願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長(高橋 篤君) お世話になります。説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正につきましては、先ほど町長の提案理由にもございましたとおり、下水道法施行令の一部が改正されたことに伴う条例の一部改正になります。

新旧対照表をご覧ください。

第9条、除害施設の設置等です。第1項第5号中の六価クロム「0.5ミリグラム」を「0.2ミリグラム」に改め、また、同項第42号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改めるものでございます。

それから、改め文附則でございますが、この条例は公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第1号の上程、説明、議案調査

○議長(佐藤聡一君) 日程第18、議案第1号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算(第1

号)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第1号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに1億5,762万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を90億7,162万3,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、4月の人事異動に伴う人件費補正のほかに、国のデフレ完全脱却のための総合経済対策に対応した低所得者支援及び定額減税補足給付金支援事業などが主な内容となっております。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長(寺嶋正春君) お世話になります。

それでは、一般会計補正予算書の1ページをお願いいたします。

令和6年度一般会計補正予算(第1号)でございます。

初めに、第1条ですが、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ1億5,762万3,000円を追加をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ90億7,162万3,000円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正でございます。

次に、詳細についてご説明をいたします。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正につきましては、除却事業(過疎債ソフト分)の借入限度額4,680万円を4,710万円に増額変更するものでございます。

続きまして、7ページをお願いします。

歳入でございます。

15款2項国庫補助金、1目の総務費国庫補助金につきましては、戸籍情報システムの改修に関する社会保障・税番号制度システム整備費補助金92万4,000円の追加と、デフレ完全脱

却のための総合経済対策を踏まえ、低所得者支援及び定額減税を補足する一連の給付金支給事業に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億6,576万3,000円を追加するものでございます。

続いて、2目民生費国庫補助金、子ども・子育て支援事業費補助金214万円につきましては、児童手当制度改正に伴うシステム改修に関わる追加でございます。

3目衛生費国庫補助金、母子保健衛生費補助金8万円につきましては、1か月児健診診査費用の助成に関わる追加でございます。

19款1項1目財政調整基金繰入金につきましては、1,158万4,000円の減額でございます。

22款1項1目総務債につきましては、除却事業債（過疎債ソフト分）30万円の追加でございます。

以上が歳入でございます。

歳出につきましては、それぞれの担当課長より説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） お世話になります。

8ページをお願いいたします。

今回の歳出補正予算案でございますが、全般にわたり、4月の人事異動に伴う人件費の調整による補正が多くなっております。このため、各課からの人件費部分に関する説明につきましては、必要最小限とさせていただきたいと存じますので、ご了解をお願いいたします。

それでは、まず、1款1項1目議会費に28万2,000円の追加でございます。4月人事異動に伴う職員の給料、手当等、人件費の増額調整でございます。そのほか、共済組合負担金につきましては、料率の改定に伴う調整でございます。

続いて、2款1項1目一般管理費、職員人件費は317万1,000円の減額となります。こちらも人事異動に伴う人件費の減額調整でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 会計課長。

○会計課長（関 和夫君） お世話になります。

9ページをお願いします。

4目会計管理費につきまして、時間外勤務手当20万円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 続いて、5目財産管理費につきましては、財源更正となります。内容といたしましては、旧岩島第二小学校解体工事に伴う起債額を30万円増額し、同額の30万円を一般財源から減額するものでございます。

続いて、12目簡易郵便局費は、会計年度任用職員の報酬、手当など3万4,000円の増額調整となります。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） お世話になります。

17目地域活性化対策費の共済費でございますが、会計年度任用職員の減員等に伴い19万5,000円の減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 税務課長。

○税務課長（堀込恒弘君） 2款2項1目税務総務費では、2節給料から、次ページに及びますが、4節共済費まで、人事異動に伴います人件費190万7,000円の追加のお願いでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費ですが、888万円の減額のお願いでございます。

説明欄のほうをご覧ください。

職員人件費は、人事異動に伴う980万4,000円の減額のお願いでございます。また、戸籍では、戸籍情報システム改修業務委託料の92万4,000円の増額のお願いでございます。戸籍に記載します氏名の振り仮名を通知する機能を追加するための業務委託料となります。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 11ページの3款民生費、1項1目社会福祉総務費1億7,992万5,000円の追加のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

社会福祉事業の1,416万2,000円の増額につきましては、職員人事異動に伴う人件費の調

整が主なものとなります。中段の低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業、令和6年度非課税世帯分3,028万7,000円の追加につきましては、令和6年度分の個人住民税において、新たに均等割が非課税となった世帯に対し給付するものでございます。1世帯当たり10万円、300世帯の給付金3,000万円と関係事務費を見込んでおります。

12ページをご覧ください。

上段の給付金につきましては、前のページと同様になります。令和6年度に新たに均等割のみ課税となった世帯分3,018万7,000円の追加のお願いでございます。1世帯当たり10万円、300世帯を見込んでおります。中段の給付金につきましても同様でございます、そのこども加算分でございます。先ほどの非課税世帯と均等割のみ課税世帯の両方において、扶養されている18歳以下の児童がいる場合に1人当たり5万円を加算し、給付するものでございます。対象は60人と見込んでおり、事業費は316万9,000円となります。

これら3つの給付金につきましては、令和5年度分の給付対象であった世帯を除く、新たに対象となる世帯に給付されるものでございます。それぞれ基準日を令和6年6月3日とし、課税状況が確定し、準備が整い次第、順次給付を予定しております。

一番下の低所得者支援及び定額減税補足給付金支給事業（調整給付）につきましては、現在行われております定額減税において、減税し切れないと見込まれる方への給付となります。減税し切れない差額分を給付金として支給するもので、8月以降の給付開始を予定しております。税情報を基に試算をいたしまして、対象者を最大で2,500人、1人当たり4万円で給付金を1億円と計上しております。その他関係事務費を加えて1億212万円の追加のお願いでございます。

2目障害福祉費、障害児者総合支援事業でございますが、過年度分の障害者医療費国庫負担金の返還金が確定したことに伴い、75万5,000円の追加をお願いするものでございます。

13ページの4目老人福祉費、地域包括支援センター事業は、人事異動による人件費補正でございます。

よろしくお願いいいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町民課長。

○町民課長（谷直樹君） 続きまして、6目国民健康保険費ですが、1,308万4,000円の追加のお願いでございます。

説明欄をご覧ください。

人事異動に伴います人件費934万3,000円と、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金374万

1,000円となります。繰出金の詳細につきましては、特別会計のほうで説明をさせていただきます。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 3款2項児童福祉費、1目児童措置費、子育て支援費につきましては、本年10月に控えている児童手当制度改正に係るシステム改修業務委託料214万円の追加のお願いでございます。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） よろしくお願いたします。

14ページをお願いいたします。

同じく1目の児童措置費中の備考欄ですけれども、子育てひろばにつきましては、人件費188万5,000円の減額でございます。

2目保育所費は、人件費189万7,000円の増額でございます。

3目学童保育費は、人件費補正のほか、さかうえ児童クラブの施設移転改修計画の見直し変更による補正でございます。現施設は老朽化が進み、雨水、融雪水に伴う漏水の影響によりまして、施設的环境が大変悪化しております。早期の対応を図るために、ユニットハウスによる施設整備を計画実施するものでございます。設置場所につきましては、坂上小学校の西側を予定しているところでございます。施設を移転するための設計委託440万円を減額し、新たに施設整備費といたしまして、リース料、施設工事費用など合計で974万8,000円を計上しておるところでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（小池さつき君） 4款衛生費、1項1目保健衛生総務費は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

続いて、3目母子保健費ですが、妊婦支援事業拡充の一環として、新たに1か月児健診費用の一部、4,000円を上限に助成するものでございます。令和6年4月1日からを対象としており、健診費用40人分に手数料を加えまして、群馬県医師会への委託料16万4,000円の追加のお願いでございます。

よろしくお願いたします。

○議長（佐藤聡一君） 農林課長。

○農林課長（白石彰久君） お世話になります。

16ページをお願いします。

6款1項1目の農業委員会費37万9,000円の追加です。人事異動に伴う人件費の増額でございます。

2目農業総務費966万1,000円の減額です。人事異動に伴う人件費の減額でございます。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（玉橋 晃君） 16ページ、7款商工費、1項1目商工総務費でございますが、人事異動等に伴い、人件費41万6,000円の追加でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 建設課長。

○建設課長（福原治彦君） 8款1項1目道路橋りょう総務費851万8,000円の減額のお願いでございます。こちらにつきましても、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 10款1項2目事務局費は、人件費の合計で595万4,000円の増額でございます。

18ページをお願いいたします。

5目給食センター運営管理費は、人件費346万5,000円の減額でございます。

19ページになります。

6目外国青年招致事業費は、雇用期間中の途中となる本年3月末をもって1人のALTが退職したことから、新たにALTを迎えるための費用60万9,000円を追加するものでございます。

2項1目小学校学校管理費は、人件費45万2,000円の減額、3項1目中学校学校管理費は、人件費14万円の増額。

20ページをお願いいたします。

4項1目子ども園管理費は、人件費1,773万8,000円の減額でございます。

○議長（佐藤聡一君） 社会教育課長。

○社会教育課長（角田良信君） お世話になります。

10款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費804万1,000円の追加のお願いでございます。

います。人事異動に伴う補正でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第2号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第19、議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正案は、事業勘定については、歳入歳出それぞれ1,297万円を増額補正し、予算の総額を15億6,710万円とするものでございます。

次に、施設勘定については、歳入歳出それぞれ636万3,000円を減額補正し、予算の総額を5,752万6,000円とするものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

それでは、1ページをお願いいたします。

事業勘定では、歳入歳出それぞれに1,297万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ15億6,710万円とし、施設勘定では、歳入歳出それぞれを636万3,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ5,752万6,000円といたします。

それでは、5ページをお願いいたします。

事業勘定の歳入でございます。

5 款県支出金は、特別調整交付金分19万8,000円を追加するものでございます。

7 款繰入金は、一般会計より繰り入れる事務費繰入金374万1,000円を追加するものでございます。

10 款余剰金精算金は、国保連合会保険給付費等交付金普通交付金余剰金精算金903万1,000円を追加するものでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳出ですが、1 款総務費につきましては、一般管理費393万9,000円の追加のお願いでございます。被保険者等への加入者情報等の送付に伴う電算処理業務委託料に110万円、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に向けたシステム改修等279万8,000円、オンライン資格システム運営負担金4万1,000円の追加のお願いでございます。

続いて、6 款諸支出金につきましては、償還金903万1,000円でございます。町が払い込むべき診療報酬等の額に応じて交付された普通交付金の額において、診療費の償還金の追加のお願いとなっております。

8 ページをお願いいたします。

施設勘定になります。

まず、歳入ですが、4 款繰入金は、636万3,000円の減額をお願いするものでございます。

続いて、歳出ですが、1 款総務費は、人事異動により職員人件費636万3,000円を減額するものでございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

説明の途中ですが、ここで休憩といたします。

再開は11時10分といたします。

(午前 11 時 00 分)

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

(午前 11 時 10 分)

○議長（佐藤聡一君） まず、総務課長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 先ほどの説明の中で、9 ページですけれども、補正予算の総務費の12目簡易郵便局費の部分なんですけれども、補正額が3万4,000円の減額であるところを増額というふうに誤って発言をしてしまいましたので、訂正しておわびを申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、町民課長より発言を求められておりますので、これを許可いたしました。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

先ほどご説明させていただきました令和6年度国民健康保険特別会計補正予算の1ページのところの事業勘定の総額、歳出、歳入それぞれを私のほうで間違って説明をいたしました。金額としましては15億6,071万円ということで、こちらの1ページに記載のとおりでございますが、訂正をさせていただき、おわび申し上げます。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 訂正しますか。

町長。

○町長（中澤恒喜君） 先ほどの議案第2号の説明の中で、予算の総額を15億6,710万円と読みましたけれども、6,071万円でございますので、訂正をお願いいたします。

◎議案第3号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第20、議案第3号 令和6年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第3号 令和6年度東吾妻町水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算案は、資本的収入、支出をそれぞれ650万円追加し、資本的収入3億7,630万円、資本的支出4億7,732万9,000円といたします。

追加する650万円は企業債で、企業債の限度額を2,830万円と改めるものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようお願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 続いて、担当課長の説明を願います。

上下水道課長。

○上下水道課長(高橋 篤君) お世話になります。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

第1条は、総則でございます。

第2条、資本的収入及び支出でございますが、初めに資本的収入です。補正額は、第1項企業債650万円の追加でございます。当初予算3億6,980万円に650万円を追加して、3億7,630万円とするものでございます。資本的支出でございますが、第1項建設改良費に650万円の追加になります。当初予算4億7,082万9,000円に650万円を追加して、4億7,732万9,000円とするものでございます。

次に、第3条、企業債ですが、補正前限度額2,180万円に650万円を追加して、補正後の起債の限度額を2,830万円とするものでございます。

補正予算につきましては以上でございますが、予算説明書の1ページをお願いいたします。

資本的収入ですが、先ほど補正予算の3条で説明を申し上げたとおりでございます。資本的支出でございますが、企業債の追加分を送配水設備工事費の中の老朽管布設替え事業で、昨年度、根古屋地内で施工した老朽管布設替え工事現在舗装が仮復旧となっている部分のところの舗装本復旧工事に充当するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(佐藤聡一君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

す。

◎議案第11号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第21、議案第11号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第11号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について、提案理由の説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行により被保険者証が廃止され、処理する事務に変更が生じることから、群馬県後期高齢者医療広域連合規約の変更を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

町民課長。

○町民課長（谷 直樹君） お世話になります。

詳細説明をさせていただきます。

先ほど町長の説明にもありましたとおり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行により、被保険者証が廃止され、処理する事務に変更が生じることから、群馬県後期高齢者医療広域連合規約の変更が必要となりました。この手続は地方自治法第291条の3、第1項及び第291条の11の規定に基づくもので、関係する地方公共団体の議会の議決を必要とする手続となります。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

規約の変更内容としまして、第4条において規定する広域連合の処理する事務を、高齢者の医療の確保に関する法律及び同法に基づく命令に基づき後期高齢者医療広域連合が行うものとされた後期高齢者医療の事務及びそれに付随する事務とし、別表1を削るものです。

また、第8条以降については、別表1を削除した関係でずれを修正するものでございます。

なお、この規約は令和6年12月2日からの施行を予定してございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件は議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎議案第12号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第22、議案第12号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第12号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

旧岩島第二小学校、幼稚園等を解体する工事の請負契約についてご審議を願うものでございます。

指名競争入札により、池原工業株式会社と5,742万円で仮契約を締結したものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決をくださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 詳細説明を申し上げます。

今回上程しております案件の目的でございますが、旧岩島第二小学校校舎及び幼稚園舎の解体を中心として、そのほか付随する屋外トイレ、遊具類、樹木伐採などを含めた施設の総合的な撤去工事でございます。

去る5月21日執行の指名競争入札の結果により、落札者である池原工業株式会社と5,742

万円で5月21日付で仮契約を締結したものでございます。工期は12月27日までを予定しております。

旧岩島第二小学校は、明治45年に建設された木造平屋建て建築物であります。平成11年、小学校の統合によりその役割を終え、現在に至っております。また、隣接しております幼稚園舎につきましては、昭和33年に建設され、岩島第二幼稚園として活用されてきましたが、平成11年、小学校とともに閉園となり、現在に至るものでございます。

いずれの施設も度々改修を重ね、有効に活用されてきたものですが、小学校校舎は建設から既に112年が経過、幼稚園舎についても66年が経過し、経年による劣化が著しく、危険が伴う状況となっております。このため、今回解体撤去工事を計画するものでございます。

なお、本工事に係る財源措置といたしましては、過疎債4,710万円の充当を予定しております。

本定例会での議決をもって本契約となるものでございますので、ご理解をいただきまして、ご議決くださいますようお願いいたします。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎発委第1号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第23、発委第1号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 樹下啓示君 登壇）

○議会運営委員長（樹下啓示君） それでは、東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則ということで、発委第1号の趣旨説明をいたします。

今回の改正は、令和5年の地方自治法の一部改正に伴いまして、議会に係る手続のオンライン化に対応するとともに、現在の社会情勢等に照らし、所要の整備等を行うための改正で

あります。

主な改正点は3点であります。

1点目は、文書で提出すると定められていた手続のオンライン化についてです。会議規則の中で文書等により行うことが想定されている手続で、一般質問の通告書や請願文書表などがあります。これを文書だけでなく議長が定めるオンラインによる方法で行うことができるようにするもので、例として電子メールでの提出などがありますが、具体的な方法については、今後、議会運営委員会や議員全員協議会で協議していきたいと思っております。

2点目ですが、会議時間の変更についてであります。

新旧対照表の1ページをご覧ください。

第9条中第2項を改正し、会議中は、議長は会議に宣告することにより会議時間の変更ができることとし、第3項を新設し、会議外である場合において議長が災害など緊急を特に必要と認めるときは、会議時間を変更できることを明示するものであります。

3点目ですが、現在にそぐわない字句の修正等であります。

新旧対照表の2ページをご覧ください。

第103条「議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない」とありますが、「コート、マフラー、傘」に改め、つえについては議長に届け出るものとするものであります。また、写真機及び録音機は、現在スマートフォンなどにその機能があり、それを不許可とすることは一般的でないことから、削除をするものであります。ただし、議長の許可のない撮影を認めるものではありません。

いずれも標準会議規則の一部改正の例に倣い改正するものでありますので、議員各位におかれましては、本案にご理解をいただき、その趣旨にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

以上、趣旨説明といたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件は議案調査といたします。6月12日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

◎発委第2号の上程、説明、議案調査

○議長（佐藤聡一君） 日程第24、発委第2号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 樹下啓示君 登壇）

○議会運営委員長（樹下啓示君） 発委第2号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例の提出に当たりまして、趣旨説明を申し上げます。

新旧対照表をご覧ください。

第5条及び第7条は、主に字句等の訂正、整理であります。

第5条2項、「特別委員会の委員」を「特別委員」に表現の整理をするものであります。また、第3項に「特別委員は、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。」を新設するものであります。これは、特別委員の選任について規定した第7条第3項中「議会において選任し、」が、同条第4項中「議長が会議に諮って指名する。」と重複していることから、「議会において選任し、」を削り、本条第3項に移動させるものであります。

第7条は、常任委員、議会運営委員及び特別委員の選任手続を規定するものです。旧第7条の規定から第2項を削除し、第3項の特別委員の在任期間に関する規定中「議会において選任し、」を削り、第5条第3項に移動させ、第1項を第2項とし、第4項を第1項とし、第5項から第7項までを2項ずつ繰り上げるものであります。これは、旧第2項「常任委員及び議会運営委員は、会期の始めに議会において選任する。」と旧第5項「任期満了前の選任」と適用関係が条文上明確でないこと、また、旧第3項の特別委員の選任に関する規定は、「議会において選任し、」が旧第4項「議長が会議に諮って指名する。」と重複していることから、標準委員会条例の改正例に合わせて改正するものです。

第13条の2は、委員会をオンラインによる方法で開会する場合の特例について規定するものであります。その特例としては、大規模な災害の発生、感染症の蔓延その他委員個人の責に帰することができない事由と、育児、介護等その他のやむを得ない事由とするものであり、第2項において、オンラインによる方法によって出席を希望する委員はあらかじめ委員長の許可を得ることとします。第3項は、オンラインの方法を活用した委員会の開会方法、その他必要な事項は議長が別に定めるとするものであります。具体的なオンライン会議の方法については、議員全員協議会で例をお示しし、申合せ事項として協議をしていきたいと考え

ます。

第18条は、委員会の秘密開会について規定するものであります。委員会をオンラインによる方法によって開会する場合は、その秘密性の担保が難しいことから、秘密会の対象外とすることを加えるものであります。

第22条は、公述人の申出について規定するものであります。公述人が文書によりあらかじめ理由及び賛否について委員会に申し出なければならないことが規定されているが、オンラインによる方法、具体的には電子メール等での提出を可能とする規定を加えるものであります。

第26条は、代理人または文書による意見の陳述について規定するものであります。公述人は文書で意見を提示することはできないと規定されていますので、改正案のように、文書の次に「若しくは電子情報処理組織を使用する方法」を加えるものであります。また、「若しくは電子情報処理組織を使用する方法」を本文に加えたことにより、見出し中「文書」を「文書等」に改正をいたします。

第27条は、委員会の会議の記録について規定するもので、標準委員会条例改正の例に倣い改正するものであります。

議員各位におかれましては、本案にご理解をいただき、その趣旨に賛同していただきますようお願い申し上げます。

以上を趣旨説明といたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。6月12日までに調査が終了するようお願いいたします。

◎陳情書の処理について

○議長（佐藤聡一君） 日程第25、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書は、お手元に配付した陳情文書表のとおり常任委員会に付託しますので、その審査を6月12日までに終了するようお願いいたします。

以上で陳情書の処理についてを終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

議員各位に申し上げます。

本定例会に提案されました議案につきましては、時間を有効に活用し、十分調査されるようお願いいたします。

なお、次の本会議は6月13日午前10時から開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変お疲れさまでした。

(午前11時35分)

令和6年6月13日(木曜日)

(第 2 号)

令和6年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第2号)

令和6年6月13日(木)午前10時開議

- 第1 議案第4号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 第2 議案第5号 東吾妻町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特定に関する条例について
- 第3 議案第6号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第7号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第8号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第9号 東吾妻町公共施設等整備基金条例を廃止する条例について
- 第7 議案第10号 東吾妻町公共下水道条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第1号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号)
- 第9 議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 第10 議案第3号 令和6年度東吾妻町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第11 議案第11号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議について
- 第12 議案第12号 工事請負契約の変更締結について(旧岩島第二小学校・幼稚園等解体工事)
- 第13 発委第1号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則について
- 第14 発委第2号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第13号 工事請負契約の締結について(原町小学校体育館床改修工事)
- 第16 陳情書の委員会審査報告
- 第17 委員会報告について
- 第18 閉会中の継続審査(調査)事件について
- 第19 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

1番	佐藤 聡一 君	2番	齋藤 貴史 君
3番	増子 京子 君	4番	渡 一美 君
5番	井上 日出来 君	6番	高橋 弘 君
7番	高橋 徳樹 君	8番	里見 武男 君
9番	小林 光一 君	10番	重野 能之 君
11番	竹渕 博行 君	12番	樹下 啓示 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜 君	副 町 長	石村 文明 君
教 育 長	山野 邦明 君	総務課長	酒井 文彰 君
企画課長	寺嶋 正春 君	まちづくり 推進課長	玉橋 晃 君
保健福祉課長	小池 さつき 君	町民課長	谷 直樹 君
税務課長	堀込 恒弘 君	農林課長	白石 彰久 君
建設課長	福原 治彦 君	上下水道課長	高橋 篤 君
会計課長兼 会計管理者	関 和夫 君	学校教育課長	水出 悟 君
社会教育課長	角田 良信 君		

職務のため出席した者

議会事務局長	西山 孝弘	議会事務局 補佐	西巻 雅子
議会事務局 会計年度 任用職員	田中 すずの		

◎開議の宣告

- 議長（佐藤聡一君） 皆さんおはようございます。連日お疲れさまでございます。
ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い会議を進めてまいります。
-

◎議案第4号の質疑、自由討議、討論、採決

- 議長（佐藤聡一君） 日程第1、議案第4号 東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

- 議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

- 議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

- 議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第5号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第2、議案第5号 東吾妻町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第6号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第3、議案第6号 東吾妻町地方活力向上地域における固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第7号及び議案第8号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第4、議案第7号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、日程第5、議案第8号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

本2件については、去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

最初に、議案第7号 東吾妻町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についての採決

を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

次に、議案第8号 東吾妻町公共物使用等に関する条例の一部を改正する条例についての採決を行います。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐藤聡一君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第9号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長(佐藤聡一君) 日程第6、議案第9号 東吾妻町公共施設等整備基金条例を廃止する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長(佐藤聡一君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第10号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第7、議案第10号 東吾妻町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第8、議案第1号 令和6年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第9、議案第2号 令和6年度東吾妻町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件については、去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第3号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第10、議案第3号 令和6年度東吾妻町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

本件につきましては、去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第11号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第11、議案第11号 群馬県後期高齢者医療広域連合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第12号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第12、議案第12号 工事請負契約の締結について（旧岩島第二小学校・幼稚園等解体工事）を議題といたします。

本件につきましては、去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） この議案について反対するものではないかもしれませんが、ちょっと確認させてください。

第二小学校の中にたくさんいろいろ昔の器具というか保存されていると思うんですが、その辺はいかがなさるのでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 施設の中にあるものにつきましては、残せるものにつきましては残すという形、あと、保存が難しいようなものにつきましては処分という形になるかと思
います。よろしくお願いたします

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） ありがとうございます。一応確認を取れました。必要なものというのがどういうものかというのはちょっとこの場では私も判断が付きませんが、仮にその必要なものがあつた場合どちらのほうに保管されるのでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） まず、その中のものをしっかりと調査した上での判断ということになるかと思えますけれども、適切に保管できるような場所を選定して保管できればというふうに思います。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） 話は分かるんですけども、もう解体の契約の締結なんですね。現時点でどれをどういうふうにどこに保存するかというのが確定してなければおかしいです。これからなんという話にはなりませんよ、普通は、申し訳ないけれども。私もちょっと確認するはずだったんですけども、今の答弁を聞くとこれから選定してなんという、こんな恥ずかしい話はしないでいただきたい。じゃ決まっていないうことですね。壊すけれども決まっていないうことですね、中のものは。

町として保存が必要だから今まで保存してきたんだと思うんです。そうですね。だから、それどういうふうを選定するんだかちょっと私分かりませんが、担当課として選定方法だとかその辺をお聞かせいただけますか。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） ちょっと答弁が錯誤して申し訳ないんですが、設計書の中には処分すべきものという項目が細かくありまして、その中には施設の中の大部分のものが処分されるような設計にはなっております。その上で、実際に工事に入った段階で疑義があるようなものがあればまたその時点でという判断になるかと思えますが、基本的には設計書のほうに処分すべきものは全て載っておるということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） ありがとうございます。

設計の中に処分するものが入っているということは、設計書の段階できちっと担当課を中心に町長、副町長も踏まえた中で、これは残すべきだ、これは処分しようという話が決まっていなければおかしい話なんです。設計書に入っているということは、要するに設計事務所が勝手にそんなことを判断できないはずなんです。ですから、職員の誰かしらその設計に対して携わっていなければおかしい話です。そうすると、それを課長が知らないという話に

なってくると前任者の話になるのかな、今年の4月からですからね。だから前任者の話になるのかもしれないんですけども、その辺、要するにそこが設計書に入っているということになると、当然ながら職員が、誰かしらが判断しているわけですよ。それで設計書に入れてもらっているわけだから、設計事務所が勝手に入れられるわけがないです、町の財産を。その辺はどうなんですか、前任者なら前任者で結構ですけども。

○議長（佐藤聡一君） 総務課長。

○総務課長（酒井文彰君） 設計自体が令和5年度のものでございまして、私その設計段階で携わったわけではないのですが、その段階としては当然職員等が現地を確認してこの設計書が出来上がっているというふうに捉えております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） この第二小学校で、いろいろ昔の農機具だとかを一度拝見をさせていただいたときがございました。町としてもそういったものが歴史上、我が町における貴重なものだとことをある程度判断して保存してきたんだというふうに判断しているわけがあります。

そういう中、壊すのは結構なんだけれども、そういったものの保管場所ですね。そういったものをきちっとやっぱり確保すると。じゃ、そこに保管されたものが例えばですけども、東に持っていくんだか加部安さんのところに持っていくんだかよく分かりませんが、入らないからもしかしたらこんなものは処分してしまえという判断をしているのか分からないんです。基本的には貴重とみなしたから保存してきたんですよね。だから、そのどの部分が要らないという判断なのか、どの部分が要るという判断なのか、その辺は町の財産ですからどういうふうに決めてこられたのか分かるようにちょっと説明していただけますか。

○議長（佐藤聡一君） 会計課長。

○会計課長（関 和夫君） お世話になります。前任のというお話でありましたので、前任の総務課長でお世話になりました関と申します。

旧岩二小の今回の解体に伴いまして、竹渕議員がおっしゃるように、あそこには当時、社会教育課のほうで所管する文化財関係が保管されておりました。そのものについてはもう既に移動して別の場所、旧岩島中学校ですね、旧岩中の恐らく2階か3階、そちらのほうに移し替えしております。今年の1月から3月ぐらいにかけてだと思っておりますけれども、社会教育課のほうで本当に必要な文化財関係についてはもう移しておりますので、今残っているものについては基本的には全て処分するという方向で問題ないというふうに考えております。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹渕議員。

○11番（竹渕博行君） ありがとうございます。

そうすると、プロセスとするともう前任者のとき、令和5年度ですね、令和5年度に一応選別して必要たるものは旧岩島中学校のほうに移動してあると。旧第二小についてはもう全部解体しても大丈夫な状態になっているということでいいんですね。私もこんなことを今の課長にちょっときつく質問してしまったかもしれませんが、できればそういったことも、年度をまたぎますので行政というのはかくしてそういうことが多いんですけども、きちっとその辺は引き継いでいただきたいと思います。基本的には関課長が答弁するんじゃなくて酒井課長が答弁するわけですから、酒井課長が困らないような形でぜひその辺は内々に引継ぎとかそういったものをきちっとやっていただきたい。それはお願いです。

特にこれについて私が反対する話ではなくて、本来であれば本会議ではなくて違うところできちっと課長に確認すればよかったというふうに思っていますけれども、質問とすれば以上です。ありがとうございました。

○議長（佐藤聡一君） ほかに質問はございますか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第1号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第13、発委第1号 東吾妻町議会会議規則の一部を改正する議会規則についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎発委第2号の質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第14、発委第2号 東吾妻町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月4日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（佐藤聡一君） 日程第15、議案第13号 工事請負契約の締結について（原町小学校体育館床改修工事）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 議案第13号 工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

原町小学校体育館床改修工事につきましては、去る6月7日に条件付一般競争入札を行い池原工業株式会社と5,500万円で仮契約をしており、工事請負契約を締結したいので提案するものでございます。

原町小学校体育館のアリーナは、床の浮きが広い範囲にわたり点在している状況を確認しておりました。この状態を解消し快適な施設環境を確保するため、体育館アリーナの床を改修工事するものでございます。

詳細につきましては担当課長より説明させますので、ご審議をいただきご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 続いて、担当課長の説明を願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） よろしくお願いたします。

議案の後ろに資料として添付していますのは、仮契約書の表紙面、さらに資料といたしま

して体育館の平面図、赤い斜線の部分については改修範囲のところを示しているものでございます。

原町小学校体育館床改修工事は、予定価格が5,000万円以上の工事となることから議会の議決をお願いするものでございます。

工事の概要につきまして補足説明いたします。

工事の種類につきましては建築工事となります。施工面積は860平方メートルで、アリーナ床を全面撤去し改良型タラフレックスシステム床工法で復旧いたします。床面のラインはミニバスケットボール、ミニバレーボール、バドミントンなどのラインを設ける予定でございます。そのほかにバレーボールやバドミントン用の床金具、床下換気口なども設置することを計画しております。

工事は令和6年9月30日までを予定しております。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） よろしくお願ひいたします。

この契約に反対するものではございません。まず言っておきます。この工事については所管でありまして文教厚生常任委員会でも課長から説明を受け、そして全協でも説明を受けているところでございます。

そういった中、私は私なりにこういった施工方法でということで東京の私の友人の設計士に確認させていただきました。やはり冬場に乾燥してというか、冬場は意外と伸びて、それで夏場とか今の時期に結構出るんだというような格好なんです。そうなってくると、実際に張り替える部分の下の基礎の部分、コンクリートの部分ですね、全協でも私のほうからちょっと触れさせていただきましたけれども、コンクリートというのは水を吸い上げやすい。

しかしながら、露出されているところであれば紫外線によって結構乾燥するということもあり得るんですけども、何せ床下ということで水を吸い上げると吸いつ放しという状態にもあり得るという可能性ですね。これは可能性でなかなか物事を言ってもしょうがない部分があるのかもしれませんが、全協での課長からの答弁でもありましたように、全面的に床材を剥がしてみないと分からない部分はあるんだということだというふうに感じております。

そして、過去に小学校を造ったとき、また体育館を造ったときに結構、基礎というか電柱みたいなくいですね、何本も入れているんです、あそこの土地というのは。それで水が結構出てきた土地なんですね。そうなってくると私は心配で言っているんですが、もしかしたら全面的なシートを剥がしたときにコンクリートの部分がいたずらしている可能性があるかもしれない。

そういった中、こういった形で契約して、当然ながら請負業者はもうすぐにでも材料を発注するわけでありますけれども、全面を剥がしてコンクリートを全体的にある程度調査した段階でこの仕事というのを進めていただかないと、もしかしたらその工法自体が問題になる可能性はあるんだと。そうすると、当然もう発注になれば業者は注文を入れますから、そういった中で材料が無駄になってしまうようなことがないようにぜひご注意いただいて進めていただければありがたいなというふうに感じておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） こちらの工事につきまして、原因というか、そういったものにつきまして、昨年、令和5年の10月から11月にかけて原因解明の調査をしてきたところでございます。こういったところで表面上の含水率とか、床の隙間、防湿シートの設置状況などを確認してきて、そういったものを生かした上で現行の工事内容にしてはいるんですけれども、いかんせん、この調査の時点で実際に床面を剥いで確認作業をしたんですけれども、場所を全面的に剥ぐということは到底できませんでしたので、体育館の中の2か所を抽出してそういった作業をしたところでございます。

その中から最善の工法を考えたのが現状の提案させてもらっている工事内容というところでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、全面を剥いで何か不適切な点とか不都合な点があれば、当然のことながら工事のほうも内容を改めて検討するという作業はどうしても出てくると思います。

ただ、現状の想定範囲で物を発言するのは私のほうからしても明確なところは言えませんが、そういったことも含めて適切に工事管理等をしていければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 11番、竹淵議員。

○11番（竹淵博行君） ありがとうございます。

今、課長から答弁いただきました。そのとおりだというふうに思っています。今の現状であればそれなりに段階を踏んで、そしてこの工法が一番安く張りかえできるというようなこ

とだというふうに承知はしておりますけれども、これから工事に当たって、まずは全面を剥がすという形の中、その辺の状況というものをきちっと把握して適切な工法というんですか、仮にそういった場合になったときに、例えばコンクリートを全部撤去しなくてはいけないとかそういう可能性もあるかもしれません。

この辺については答弁は結構です。私の意見として申し上げておきます。私がこういうふうに意見を言うておくことによって皆さんも仕事をやりやすいという部分も当然あるかと思しますので、ぜひその辺はご理解いただいた中でご承知いただきたいと思ひますし、ご答弁をもしいただけるのであればお願いしたいと思ひます。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 学校教育課長。

○学校教育課長（水出 悟君） 最善の方法で今回の工事の内容につきましては現状の提案をさせてもらっております。ただし、不測の事態ということももちろん考えなくてはならないことですので、議員のおっしゃっているとおり、そういったものが発見されるとか、より適切なものにしていくという場合には工事内容の変更もあり得るということはあるので、ご指摘のところを真摯に受け止めていきたいと思ひます。

○11番（竹淵博行君） 結構です。

○議長（佐藤聡一君） ほかに質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願ひます。

（起立全員）

○議長（佐藤聡一君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

◎陳情書の委員会審査報告

○議長（佐藤聡一君） 日程第16、陳情書の委員会審査報告を行います。

初めに、陳情3号 政府に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出することを求める陳情を議題といたします。

本件については、去る6月4日、文教厚生常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告を願います。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇）

○文教厚生常任委員長（重野能之君） それでは、陳情3号について報告を申し上げます。

去る6月6日、鏑木様を説明員として出席いただき審査を実施しました。今後の行政事務の効率化、デジタル化等が議論となり、当委員会としては慎重審査の結果、全会一致で不採択となりました。本会議におきましても同様にお取り計らいいただきますようお願い申し上げます。報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） そこへちょっと止まってください。

報告がありました。

委員長に対する質疑を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自席へ戻ってください。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（佐藤聡一君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は不採択です。したがって原案についてお諮りいたします。陳情3号 政府に「現行の健康保険証の存続を求める意見書」を提出する

ことを求める陳情を採択することに賛成の方は起立願います。

(起立なし)

○議長(佐藤聡一君) 起立なし。

したがって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本件については、去る6月4日、総務建設常任委員会にその審査を付託してあります。総務建設常任委員長からは会議規則第75条の規定により引き続き閉会中の継続審査(調査)の申出がありました。

お諮りいたします。本件については委員長の申出のとおり閉会中の継続審査(調査)とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐藤聡一君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続審査(調査)とすることに決定いたしました。

◎委員会報告について

○議長(佐藤聡一君) 日程第17、委員会報告についてを議題といたします。

各委員会において審査、調査を実施され、それについての報告がありましたらお願いいたします。

総務建設常任委員会。

総務建設常任委員長。

(総務建設常任委員長 高橋 弘君 登壇)

○総務建設常任委員長(高橋 弘君) 委員会報告を申し上げます。

総務建設常務委員会では閉会中の調査を3月27日水曜日午前9時から実施しました。今回は、ふれあいの家と大規模盛土造成団地の現況調査を行いました。

ふれあいの家は、旧東村で研修センターとして榛名湖畔に地域総合整備事業債で平成3年4月12日に、鉄骨造り2階、床面積349.81平方メートル、総事業費1億1,574万円で建設した施設であります。過去の経過年数32年、平成15年度以降の利用実績はありませんでした。

劣化状況の評価は、広範囲に劣化等が見られ、安全上、機能上低下しています。この施設をホラー映画に利用されるため、その反響を期待しています。映画撮影後、一部補修されました。

委員会では、一般の町民の方は施設を知らない人のほうが多いと思われるので、利活用についてPRしたらどうか、観光シーズンの誘客として活用したらどうか、また、利活用について検討委員会等を立ち上げたらどうかなど様々な意見が出されました。

大規模盛土造成地は、第2次スクリーニング調査が令和3年から4年にかけて植栗・舞台住宅団地と岡崎・岩久保住宅団地において実施されています。この調査結果を基に群馬県住宅耐震化技術検討会において調査検討が行われ、その評価結果が令和6年1月18日付で当町に通知されています。

植栗・舞台住宅団地は、平成11年に当時の吾妻町土地開発公社が造成し25年が経過しています。造成面積1万9,700平方メートル、21区画中19区画が分譲販売されています。3地点のボーリング調査の結果、のり面崩壊が発生する可能性は低いと判断され、調査が完了されました。

岡崎・岩久保住宅団地は、平成9年に当時、東村が造成し27年が経過しています。造成面積1万6,100平方メートル、20区画中13区画が分譲販売されています。県により8地点がボーリング調査され、地震時の震度が5強から6弱で、3側点のうちAからAダッシュ側線ののり面崩壊が発生する可能性ありと判断されました。これは盛土する前の底面が地滑りする可能性があるとのことでした。

群馬県では、令和6年3月中に造成宅地防災地区に指定し、令和6年度から交付金を活用し対策法の検討を行うとのこと。当町では、県による防災区域の指定を受けて令和6年度中に滑動崩落対策工事の調査設計を行い、令和7年度中に対策工事を実施する予定です。

委員会では、町で地元説明会を2月に団地住民に対し行い周知しているため、今後の動向を注視していくとの判断になりました。

次に、令和6年第2回定例会中の5日と6日に行った総務建設常務委員会の所管事務調査について報告を行います。

町長、副町長をはじめ総務課、企画課、まちづくり推進課、税務課、建設課、農林課、上下水道課、会計課の8課の担当課長に出席いただき調査を行いました。

町長からは、第96回選抜高校野球で優勝した高崎市の健大高崎硬式野球部で、東吾妻町出身の青柳監督が6月4日に役場を訪問された報告がありました。また、バスタ東吾妻等につ

いての意見交換を行いました。各担当課長からは、本会議で補正予算の説明をいただいたほかに補足説明をいただき、担当課の業務の進捗状況について説明もいただきました。

委員からは、町内の遊休資産の利活用、上信道建設に伴うバスタ東吾妻、防災の対応、L o G o フォームの扱い、ふるさと納税、道の駅あがつま峡の運営状況、キャンプ場の管理、旧庁舎跡地の利活用、森林環境税、熊対策、合併浄化槽、公営企業会計になった水道事業、定額減税等々について様々な意見交換を行いました。

また、6日には、陳情2号 ガザ地区の即時停戦のための積極的外交を政府に要求する意見書の提出を求める陳情について審査を行いました。

12日には、上信自動車道建設事務所と上信自動車道建設の進捗状況についての意見交換を実施することができました。

以上で総務建設常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 文教厚生常任委員会。

文教厚生常任委員長。

（文教厚生常任委員長 重野能之君 登壇）

○文教厚生常任委員長（重野能之君） それでは報告を申し上げます。

去る6月5日、6日の2日間の日程で開かれました。今回は、町政全般及び所管事務調査をはじめ陳情3号の審査、さらに原町小学校体育館床改修工事に伴う現地調査を行いました。以下、主なものを報告いたします。

1つ目として、いわびつ荘について。

本年4月から町社会福祉協議会の指定管理となったいわびつ荘の現状について、加藤施設長に出席をいただき説明を受けました。今後、利用者様にとってより安心、快適なサービスの提供を目指していく旨の話があり、当委員会としても引き続きご努力いただくよう要望いたしました。

2点目として、学校教育施設整備について。

原町小学校床改修工事が行われます。工期を学校の夏季休業にかかるようにすることにより、授業などでの学校への影響を極力少なくすることなどの町の配慮もあり、予定として工期は令和6年9月30日までの4か月と説明を受けました。大切な子供たちの安全な教育・保育環境が確保されるように、町と協力しながら議会の立場、委員会の立場でできることを当委員会としても今後行っていきたいと思います。

3つ目として、日赤病院との連携について。

町と日赤病院側との連携協議が行われ、町内福祉施設などでの共同避難訓練の実施に向けて話し合われたとの報告がありました。委員会では、当町や近隣町村にとっても重要な拠点的な病院である日赤との連携、議会との懇談等及び運営の協力に向けてさらに前進していくことが必要との認識で一致しました。

以上、報告とさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 議会運営委員会。

議会運営委員長。

（議会運営委員長 樹下啓示君 登壇）

○議会運営委員長（樹下啓示君） 委員会としては特にありませんけれども、先ほどは発委第1号、第2号につきましてご議決いただきましてありがとうございます。

○議長（佐藤聡一君） 予算決算特別委員会。

予算決算特別委員長。

（予算決算特別委員長 里見武男君 登壇）

○予算決算特別委員長（里見武男君） それでは予算決算特別委員会の報告を行います。

定例会中の去る6月7日10時より予算決算特別委員会を開催いたしました。昨年の6月定例会中に発足した予算決算特別委員会が1年を経過し、昨年9月に、令和4年度の一般会計の決算と今年3月の定例会で令和6年度の一般会計予算がそれぞれ原案のとおり可決されました。

予算と決算は町にとっても最も重要な議案であり、議会は詳細に審議する義務があると思います。そのようなことから予算決算特別委員会の今後の進め方について委員各位より様々な意見が出され、今まで予算決算特別委員会では委員と執行部との質疑が主でありましたが、委員同士のディスカッションも必要ではないかということで、佐藤議長を含めた12名の委員を3グループに分け、ワーキンググループを発足させ活動することに決しました。

内容的には、定例会の閉会中にそれぞれのグループが目標を掲げ調査研究を進め、定例会中の予算決算特別委員会の最後にそれぞれの活動成果を発表していくことになりました。それらをまとめて次年度の予算に対する提言のテーマを出し合い、予算決算特別委員会で協議することにしました。また、定例会ごとにグループ分けを再度行い、マンネリ化を防ぎ議会活動の活性化を図っていきたいと思います。

以上、報告といたします。

○議長（佐藤聡一君） 議会広報特別委員会。

議会広報特別委員長。

(議会広報特別委員長 里見武男君 登壇)

○議会広報特別委員長（里見武男君） それでは議会広報特別委員会の報告を行います。

定例会中の去る6月10日に、議会だより第74号の編集について会議を開催いたしました。第74号では、令和5年度繰越明許費、令和6年度補正予算、令和6年度第1回臨時会及び第2回定例会の議案審議、町政一般質問、各委員会の所管事務調査等の編集を行う予定です。

なお、町政一般質問をされる方は、質疑内容の原稿及び写真等の締切日を6月21日の金曜日としましたので、議会事務局または担当編集者に提出をお願いいたします。今後は、3日間の予定で委員会を開催し、8月5日の議会だより配布に向けて編集を行っていきます。

今後も、より見やすく、親しみやすい紙面づくりを心がけて取り組みたいと思いますので、議員各位のご協力をよろしくお願いいたします。

以上で議会広報特別委員会の報告をいたします

○議長（佐藤聡一君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（佐藤聡一君） 日程第18、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件についてお手元に配付のように各委員会から申出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

時間が少し早いんですが、ここで休憩といたします。

再開を11時5分といたします。

(午前10時53分)

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午前 11時05分）

◎町政一般質問

○議長（佐藤聡一君） 日程第19、町政一般質問を行います。

◇ 高 橋 弘 君

○議長（佐藤聡一君） 最初に、6番、高橋弘議員。

（6番 高橋 弘君 登壇）

○6番（高橋 弘君） 議長の許可をいただきましたので通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

今回におきましては子供の近視対策についてお伺いいたします。

2022年の文部科学省の学校保健統計調査によると、裸眼視力が1.0未満の子供の割合は、1979年と比較すると小学校では17.9%に対し37.9%、中学生は35.2%に対し61.2%、高校生は53%に対し71.6%であり、調査を開始以降で最多となっています。また、2023年度のこども家庭庁調査では、昨年11月から12月に実施した無作為で抽出した零歳から9歳の保護者2,160人、10歳から17歳の子供3,279人とその保護者3,322人の回答を集計した結果では、1日当たりのインターネット利用時間は平日で高校生が6時間14分、中学生が4時間42分、小学生が3時間17分で、目的は動画の視聴が一番多く90%であり、音楽、ゲーム、検索も上位を占めています。「勉強する」が小学校入学後の7歳で50%を超えています。国が1人1台のパソコンやタブレット端末を配備するGIGAスクール構想が背景にあると見られます。

スマホでネットを利用する人のうち自分専用の端末を持っている割合は、7歳が21.3%、10歳が65.2%、中学校入学後の13歳が91.9%、高校進学に当たる16歳が99.1%であります。

近視は、角膜より手前にピントが合ってしまうため遠くがぼやけて見にくい状態をいうそうです。小学生が一番近視になりやすい時期であり遺伝的要素もありますが、新型コロナウイルス感染症等により外遊びが減ったことや、スマホやタブレット端末を利用する時間が増えたことなどの環境要因が強く関わっているようです。

目の使い過ぎによる疲れ目も視力が低下する原因です。疲れ目は、目を使い過ぎることで目に充血や痛みなどのほか視界がかすむ、ぼやけて見える、まぶしく感じるなどの症状が起き、視力低下を自覚することがあるそうです。

低下した視力は基本的には回復しないようであります。近視で視力が0.3以上、0.7未満であれば必要なときだけ眼鏡を使い、0.3未満であれば眼鏡を常用したほうが良いと言われています。そこで次の点についてお伺いします。

1点目、東吾妻町の小・中学校では視力検査を実施していると思いますが、どのような方法で行い、裸眼視力1.0未満の子供の割合は何%でしょうか。また、眼鏡等の使用率は何%ぐらいでしょうか。

2点目、一日の学校の授業でのタブレット端末の使用頻度時間と、使用する上で近視等の対策に注意していることはありますか。

3点目、小学校低学年生までの子供の感受性は強いため環境を整えることで近視を抑制することができますが、どのような対策をしているのでしょうか。

4点目、近視対策は学校の教育現場だけでなく各家庭との連携が必要と思われませんが、どのような対策を行っていますか、お伺いいたします。

引き続き自席にて質問をさせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 高橋弘議員のご質問につきましては、学校教育との関わりが深いため教育長からお答えいたします。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

（教育長 山野邦明君 登壇）

○教育長（山野邦明君） 町長より指名いただきましたので高橋弘議員のご質問にお答えさせていただきます。

学校保健安全法では、施設の設置者が毎年健康診断を行わなければならないことを規定し

ています。その中で視力検査、目の疾病と異常の確認は必須となっており、診断結果は、状況に応じた眼科の受診、専門医への相談などの個別指導等で活用しております。また、視力検査の結果につきましては一部学校が抽出される形で学校保健統計調査の基礎データとして活用されております。

1点目の学校での裸眼視力等の割合でございますが、視力検査は養護教諭が担い、目の疾病と異常の確認は眼科医に委託しております。平成24年度、平成29年度、令和4年度の群馬県における学校保健統計調査結果では、小学生の裸眼視力1.0以上の割合がそれぞれ70.5%、66.6%、63.1%、小学生の眼鏡等の着用の割合がそれぞれ9.0%、11.1%、13.5%、中学生の裸眼視力1.0以上の割合がそれぞれ43.3%、42.4%、33.9%。また、中学生の眼鏡等の着用の割合がそれぞれ32.6%、34.7%、35.6%となっており、視力の低下がうかがえます。管内の学校でも学校保健統計調査の結果と同様の傾向にあるものと考えております。

2点目のタブレット端末の使用上の注意と3点目の近視抑制の対策でございますが、教育過程において情報機器端末の活用が推奨されており、授業を充実させるための道具として使用しております。教育課程における使用頻度の制約をする決めごとはないことから使用時間は把握しておりません。

児童・生徒が端末を使用する際の基本的事項として、使うときの姿勢、連続して使用する時間、就寝前のデジタル機器の利用の制限、目を大切にす生活、節度ある使い方を児童・生徒に注意喚起しております。

4点目の家庭との連携でございますが、目の健康に留意した生活を送るためには、子供たちが自らの健康問題として認識するとともに健全な生活習慣を身につけることを指導することが重要であり、家庭と学校等が連携して健康づくりに取り組むことが大切と考えます。

なお、健康センター事業の各種健診、育児サークル等において、メディアの長時間視聴が子供に与える影響、メディアとの上手な付き合い方、体を使った遊びの大切さなどを引き続き普及啓発してまいります。

○議長（佐藤聡一君） 2次質問はありますか。

6番、高橋弘議員。

○6番（高橋 弘君） 答弁いただきまして大変ありがとうございました。

今、学校教育、小学校でありますけれども、東吾妻町の教育方針の中で学校教育というものがあありますが、その中で方針の未来を担う子供に生きる力を育む保育・学校教育の推進ということがあります。そして、主な施策として6項目ほど掲げてあるわけでありましてけれど

も、また社会教育関係についても同じようなことが掲げられております。

町内では小学校が5か所あるわけでありましてけれども、それぞれの学校の中で教育目標、学校経営の方針、本年度の努力目標が掲げられているわけでありましてけれども、その中で近視対策についての文言というものが、全部ちょっとチェックさせてもらったんですけれども一切ないということでありまして。人間は見る、聞く、話すのこの3感覚は非常に生きる上で大切でありますので、近視対策をきちんと学校でも対応していただきたいなというふうに思っております。

そして、ある小学校では1人1台端末学習用タブレットを有効的に活用した授業を工夫するというふうにありますけれども、この内容について教育長はどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 高橋議員から御指摘いただきましたまず学校での目の関係の健康についてでございますが、これにつきましては多分、各学校の方針の中には直接は載っていないかもしれませんが、健康という大事な部分におきましてはそれぞれの学校でも重要な事項として取り上げているところでありまして。ですので、各学校のチラシ等を拝見させていただきますと、目の健康につきましても、家庭への持ち帰りとか職員会議の中での子供の姿勢とか、そういうことについては十分検討していただいているところでありまして。

ちなみに、原町小学校のチラシを見させていただきましたら2020運動というのがあるんですね。これは目に関する子供たちの対応の仕方ということでやっているわけなんですけれども、20フィート離れたところでちゃんと見えるかどうかとか、20秒間は外で必ず遠くを見ましようとか、そういうことの運動もして目の健康につきましても十分確認しているところであると思っております。

私としましては、それぞれの各学校の養護教諭が一堂に会しまして、回数は年に数回はあろうと思いますが、その中でアウトメディア大作戦とか、いろんなメディアの主張に関しても注意を呼びかけるようなそんな試みをしております。

また、タブレットの有効活用につきましては通常は学校内でタブレットを使っております。ただ、不登校児童とかなかなか学校に来られない子供につきましてはタブレットを持ち帰って自宅でも学習ができるような取組もしております。

ただ、そのほかの学校の勉強以外の私的な部分におきましては、先ほど議員の内容にもありましたが、自分で所有しているパーセンテージが大変高いということがありました。その

あたりは家庭にまたチラシ等も配付しながら注意を促しているところではありますが、そこまでなかなか目が届かないというのが実情であるというふうに思っております。

ただ、目につきましては、データにもありますように視力が低下しているというのはこれは目に見えているところですので、今後も、学校を挙げて注意をしていかなければいけないというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 6番、高橋弘議員。

○6番（高橋 弘君） どうもありがとうございました。目も一生の宝でありますので、近視対策については対応していただきたいと思います。

それで、先ほども申し上げましたけれども、小学校2年生まで、8歳までの子供は特に感受性が強いということでもありますので、今、保育所では眼鏡の使用というものは認められているのかお伺いします。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） お答えします。

眼鏡について使用しないようにという制約はないというふうに認識しております。

○議長（佐藤聡一君） 6番、高橋弘議員。

○6番（高橋 弘君） ありがとうございます。

私が調べたところだと、眼鏡をかけることによってけがをしたりする可能性があるので保育所では眼鏡の使用は駄目ですよというようなことがあったものですから、当東吾妻町ではどうなのかなということでお伺いしたわけであります。

統計によりますと50人に1人は弱視の傾向があるということでもあります。これについては、日本弱視斜視学会というものがあるんですけども、この中でそういうふうなことが言われております。弱視用の眼鏡というのがありますけれども、これの使用が保育所で認められないとちょっと大変かなということで質問させていただきましたので、ご理解していただきたいと思います。

今は紙ベースからみんなデジタル社会になっておりますので、端末というものは、タブレットは必要だとは思いますが、長時間見ることによって近視になる確率が非常に高くなっていくということでもあります。ぜひ学校だけではなくて家庭のほうにおいてもそのようなことで対応していただきたいなというふうに思っておりますので、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 質問にお答えします。

高橋議員のおっしゃるとおり、やはり目については大変大切なところであります。一番は目の疲労が原因だというふうに思います。その目の疲労の原因となるものは、30センチ以内で固定した場でいろんなものを見続ける、それが一番悪いというふうに思っています。統計的にもそれが出ております。メディアの主張といいましても、メディアをあまり使わない子供、長時間使用している子供につきましてはそんなに視力の差は大きくは出ていないということが資料に載っておりました。

やはり同じ距離でずっと同じ姿勢でというのが一番よくないということで、このあたりのところにつきましては、各家庭で十分、同じ姿勢で近くで物を見ないようなそんなことを促してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐藤聡一君） 6番、高橋弘議員。

○6番（高橋 弘君） どうもありがとうございました。

先ほど教育長からも話がありましたけれども、タブレット端末の画面を見るときには30センチ以上は離れたほうがいいですよということも統計上出ておりますので、あとは子供たちが寝る1時間前はタブレットなりスマホを見ないというようなことも必要でありますので、この辺についてもぜひ周知していただければ近視対策になるのかなというふうに思いますので、お願いしたいと思います。

そして、先ほど教育長からもいろいろと統計数字を報告していただきましたけれども、埼玉県の小学校の総計を見ると、やはり1年生から6年生になるに従って近視になる確率が高くなっているというような数字も全部出ておりますので、同じような傾向になっているということがあります。なるべく眼鏡をかけないような日常生活、こういったものが必要なというふうに思いますので、対策のほうをよろしくお願いしたいと思います。

そして、近視を防ぐための対策というのは日本だけじゃなくて海外でも非常にやっているということでもあります。2009年にはオーストラリアとかシンガポールの子供もそういう対策をしているということでもありますので、例えばオーストラリアとかシンガポール辺りでは、日光の下で毎日2時間から3時間ぐらい過ごすことによって近視を防げるというようなことも調査で分かっております。今は新型コロナウイルスも5類になりましたので、なるべく室内じゃなくて室外、外のほうで日光を浴びるというようなことも近視対策になるのかなとい

うふうに思います。子供たちも自宅に戻ってからなかなか外に出て遊ぶというような光景がほとんど見られないので、その辺についても、ちょっと寂しいな、子供が少ないせいかなんというふうに思っております。

また、台湾でも学校の野外活動というものを増やしているというようなことがありますので、小学校の低学年では非常に目の感受性が強いということがありますが、この東吾妻町は自然が豊かでありますので、なるべく外で目の保養をしていくことが必要かなというふうに思います。学校でも室内じゃなくて室外の対策というものは何かしているのでしょうか、お伺いします。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） お答えします。

まず、特別な対策については、学校の教育課程の中で授業を行っておりますので、特別に外で改めて何かをやりましょうというのは各学校はしていないというふうに思っております。年間の計画に従って授業を進めておりますので、その中では当然、外での活動もたくさんあるというふうに認識しております。

いろいろ議員がおっしゃいましたオーストラリア、シンガポール、台湾等々、いろんな対策をしている。過日、NHKの番組で、中国でも大分そのあたりを気にして取り組んでいるという話をニュースで見ました。器具を持って30センチより近づかないようにやるというような対策を取っていると、国を挙げてやっているというふうなこともあります。ただ、日本ではそこまではしておりませんが、子供一人一人にしっかり認識してもらって対策を取っていきたいというふうに思っております。

ただ、今、目のところでメディアを対象に質問をいただいておりますが、あくまでも子供の健康全体を考えていく必要がある。その中で、視力についても同じように注意を喚起してまいりたいというふうに思っております。

○議長（佐藤聡一君） 6番、高橋弘議員。

○6番（高橋 弘君） どうもありがとうございました。

近視だけではないんですけれども、目が疲れてくると将来的には白内障だとか緑内障だとか網膜剥離だとかそういったことにもつながるというようなことが言われておりますので、ぜひ子供に対して対策をきちんとやっていただきたいなというふうに思っておりますし、またやっているというようなことでありますので、ありがたいなと思っております。

先ほど教育長からも話がありましたけれども、WHOでも20分に1回は目の休息をすると

いうことを言われておりますので、やはりこれは予防が何よりも大切なんだなというふう
に思っております。子供が心身ともに健康で長生きできるように、教育現場の対応と家庭環境、
こういったものを整えていく必要があるのかなというふうに思います。引き続きご尽力して
いただければありがたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思いま
す。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤聡一君） 以上で高橋弘議員の質問を終わります。

◇ 増 子 京 子 君

○議長（佐藤聡一君） 続いて3番、増子京子議員。

（3番 増子京子君 登壇）

○3番（増子京子君） ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして
一般質問をさせていただきたいと思ひます。

災害時の避難所の在り方についてという一点で質問をさせていただきたいと思ひます。6
月は土砂災害防止月間ということもありまして、避難所の、また避難時の確認の意味も込め
まして質問させていただきたいと思ひます。

本年元旦、能登半島地震が発生し、いまだ復興にも時間がかかりそうです。我が東吾妻町
は今まで地震による大きな災害はありませんでしたが、これからの時期は線状降水帯など
による豪雨などが予想されます。

昨年度、当町でもこのような新しい防災ハザードマップ、これを配布していただきました。
これが大変に見やすくよかったと町民の方からも言われておりました。ハザードマップを
見ても分かりますように、吾妻川を擁しました我が町は川の氾濫や土砂災害などの可能性が
考えられます。平時のときにこそ、災害時の避難所の在り方について町民の方一人一人がし
っかりと認識していく必要があるのではないのでしょうか。そこで、避難所について2点質問
させていただきます。

まず1点目です。避難所内のゾーニング、これを分けといますけれども、ゾーニング
について、2点目が災害備蓄品についてということなのです。

まず、最初の1点目の避難所内のゾーニング、分けについてですが、避難所は多くの人

が利用するためプライバシーを守ることが難しい状況に置かれ、避難所内のゾーニングは必須となってきます。避難所生活をした方、特に女性はトイレや着替え、また授乳、就寝などで苦勞したお話をされておりました。避難所内を男性用スペース、女性・乳児用スペース、感染者用スペースと区分けしている自治体もあるようです。当町でもこのような避難所内のゾーニングを計画しているのでしょうか。

続きまして、ペット同伴での避難所の利用についてということでお聞きします。

犬や猫をはじめ小型の哺乳類や鳥類などのペット、小さな子供さんから高齢者の方まで、飼い主は家族同然の思いで生活を共にしております。最新のデータでは、当町の犬の登録頭数は755頭、令和6年4月時点の東吾妻町世帯数は5,452世帯、町内の約14%の家で犬を飼っているということになります。複数頭を飼っている家などを加味しましても、猫やその他の動物を入れますと東吾妻町では約20%から30%のお宅で何らかのペットを飼っているということが推測されます。

防災ハザードマップにもペット同伴の心得が書いてありましたが、それでも災害時はペットをどうしたらよいか悩む方も多くいるようです。避難所ではペットの鳴き声、臭い、またアレルギーのある方、動物が苦手な方など様々な配慮が必要とされるからです。

そこで町長にお聞きします。防災ハザードマップに掲載されている5地区21か所の避難所では全てペット同伴で避難できるのでしょうか。また、仮にペット同伴で避難した場合、避難所内は一般の避難者とペット同伴の避難者のゾーニングもお考えでしょうか。先ほどの男女のゾーニングの件と併せてお答えをお願いいたします。避難所においては、ペット同伴の方でない方も同伴の方も含め、避難してきた方が安心して避難所を使用するために真剣にこちら辺を考えていく必要があると思います。

以前に我が町でも、豪雨による避難時に飼い猫2匹と避難所に行ったものの、気が引けて結局駐車場で車中避難をした方がいました。豪雨のときの車中避難は浸水や土砂崩れなどの危険性を伴います。ぜひ誰もが安心して利用できる避難所の計画をお願いいたします。

今後、高齢者や障害のある方の避難所までの移動手段や避難所の衛生的なトイレの必要性などの課題にも取り組んでいければと思っております。まずは今回、避難所内の男女別、そしてペット同伴のゾーニングをお聞きしました。

2点目です。災害備蓄品についてお伺いいたします。

現在、災害備蓄品は全ての避難所に備えてあるのでしょうか。全ての避難所にない場合、備蓄品の運び入れを各避難所にどのように行っていくのでしょうか。発災時に備蓄品を運ぶと

なると、道が寸断されていたりマンパワーも必要となります。全ての避難所に備蓄品が必要と考えますが、町長のお考えをお聞きいたします。

また、以前にも出た質問かもしれませんが、食料、飲料などの消費期限が近いものについての扱いをもう一度確認のためお聞きいたします。

以上が私からの一般質問の内容とさせていただきます。この後は自席にて質問を続けたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは増子議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の避難所内のゾーニングについてでございますが、増子議員ご指摘のように、避難所内のゾーニングは、スペースを機能別に分けることで効果的な避難所の運営や、避難者の安全を守り、生活の質を向上させるために重要なものであると認識しております。当町の指定避難所につきましてはペットの同伴は基本的に可能としております。

避難所のゾーニングといたしましては、受付エリア、生活エリア、医療エリア、おむつ交換・授乳エリア、着替え等エリア、物資管理エリア、ペットエリアなどが挙げられます。ただし、実際の避難所運営におきましては、地域の特性や避難者のニーズに応じてゾーニングを変更する必要も出てまいります。また、避難所の規模や設備によってもゾーニングが異なるため、避難所ごとに臨機応変に適切な対応をしていく必要があると考えております。

2点目の災害備蓄品についてでございますが、令和2年度より防災用備蓄を本格的に開始しているところでございますが、現状では全ての避難所にとということではなく、役場本庁舎のほか各地区の公民館を中心として配備を進めているところでございます。食料備蓄につきましては、現在、東地区、原町地区、岩島地区に備えがありますが、今後2か年計画で坂上地区、太田地区にも順次食料備蓄を進めていく予定でございます。備蓄体制を充足させていくためには今後も計画的、継続的な配備が必要であると考えております。

各避難所への物資搬入につきましては各地区公民館から地区避難所へ搬入する方法が基本となります。道路の分断などにより物資搬入が難しいケースでは、さきに災害時における協力協定を締結いたしました群馬県ドローン普及協会の協力によるドローンを活用した航空物資輸送も取り入れてまいりたいと考えております。

消費期限が近づいた食料備蓄品につきましては、各地区における自主避難訓練等での配付

や、保健センターが計画する非常食を使った料理教室などの機会に有効に活用してまいりたいと考えております。

近年激甚化をする大規模災害発生時において当町の備蓄体制のみで対応できないことも想定されます。これに備えるため、交流自治体スクラム支援体制によるプッシュ型支援など、受援体制の強化にも注力しているところでございます。

今後も、大規模自然災害への発生に備え、被害を最小限に抑え、迅速に復旧復興できる体制を整えるとともに町民皆様へのさらなる防災意識向上を促進し、行政、町民とともに、災害に強く安心・安全で暮らしやすい町づくりを目指してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 2次質問はありますか。

3番、増子京子議員。

○3番（増子京子君） 丁寧な答え大変にありがとうございました。

先ほどの最初のゾーニングの件ですけれども、ぜひともこの防災ハザードマップのほうに載せていただいてはっきりと、このゾーンは大丈夫だよとかこの避難所はここが大丈夫だよというようなご指示が出れば分かりやすいかなというふうに、なおのこと丁寧なハザードマップになるかなというふうに考えております。

あとは備蓄品のことですけれども、代表的な本庁舎であったり支所であったり、ちょっと私も調べさせていただいたところが、水なども本庁舎には300本、東支所に300本、これはちょっと数は前後するかもしれませんが岩島公民館に200本というような、やっぱり長期を考えているのでしょうか、そういうふうに多い本数があるんだなというふうに感じました。またこういうところから、枝葉じゃないですけれどもほかの小さいところの避難所に少しずつ置いておくというのも一つの避難時の手段かなというふうに思っております。

先ほどドローン活用というのをちょっと聞いて、ああ、すごいなというふうに思っております。ぜひともそういうものも使っていただきながらお願いしたいなというふうに思っております。

あと、役場の方とかまた消防団、区長さん、地域の方、こういう方たちが発災時に中心になっていくのかと思いますけれども、発災時にはやはり皆さん同じく被災されている立場ということもありますので、なるたけいろいろなものを運び入れたりとかそういう動きをふだんからしておいて、そういう方たちがあまり苦勞しないようにふだんからやっておくことが必要かなというふうに思いました。

また、今年度、令和6年度には防災週間というものがまた今年もありまして、8月30日から9月5日までとなっているようです。その防災の日というのが9月1日ということになっております。そこで私もちょっと思ったところなんですけれども、この週間のあたりで防災フェアというものをやっていただけたらどうかというふうに考えました。町の、先ほど町長が説明していただいた備蓄品などを展示したり、また避難所で実際に使用する防災用のパーティション、間仕切りですね、そういうものを展示するとか、あと、ちょっとお伺いしたところによりますと防災用のテントが100張り、当町にあるということをお伺いいたしましたので、こういうものも実際に見てみて、張ってみて、入ってみてというんじゃないんですけれども、そういう防災フェア的な、皆さんが見て感じて分かるような防災の意識を高めるための手段としてそういうフェアなどをやっていただけたらどうかというふうに感じております。

いずれにしても、こういう災害時というのはイレギュラーなことも起こりますので、まずはふだんから先ほど町長もおっしゃいましたように個人個人でしっかりと防災意識を高めるためにも、こちらのようハザードマップを毎回確認していただいたり、町のホームページの防災情報をふだんから見ていくとか、そういう意識を一人一人が持っていくことも必要かなというふうに感じました。このように、迷うことなく避難行動を皆様が取れるような心づもりがふだんから必要だということを感じております。ぜひとも当町も防災の啓発運動にも力を入れていただきながら、防災フェアのような目に見える防災の啓発をぜひともやっていただければというふうに考えておりますので、町長、最後によろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） まず水でございますが、500ミリリットルのペットボトルのものを各支所、公民館に大量に保管しております。これは賞味期限が15年でございますので、その期間であれば飲めるということでございます。ほかにも、ご飯とか小分けタイプのようなかんとか、緊急時に食べられるものを用意しているところでございます。

また、避難所において、体育館等で避難する場合にそれぞれの個人の皆さんのためにパーティションを立てるということも考えられますのでそういった段ボール製のものも用意しておりますし、また、屋根までかかるテント風のものも100個用意してあるということでございます。そのように、いざというときのために備蓄品を用意いたしまして備えているところでございます。

増子議員おっしゃる防災フェアでございますけれども、大変いいご提案だというふうに思

っております。こういった備蓄品を町民の皆様にご覧いただいて、いざというときこういうものが必要なんだと、こういうものを用意してあるんだというふうなことを実際見てもらうということは必要なことだというふうに思っております。

また、岡崎地区におきましては毎年、緊急用の食料を食べてみるというふうな訓練も行っております。そういうものを食べていただいたりすることも当然必要かと思っておりますので、防災フェアにつきましては今後、旧役場跡地等で開くこともできますし考えてまいりたいと思っております。

防災マップも各戸毎戸に配付しております。今後もその内容を十分に充実をさせていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 質問はありますか。

3番、増子議員。

○3番（増子京子君） 大変にありがとうございました。ぜひとも町民、また町でも一体化した防災の意識を高めていきたいなというふうに感じておりますので、今後どうぞよろしく願います。

私からの一般質問は以上で終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐藤聡一君） 以上で増子京子議員の質問を終わります。

時間が早いのですが、ここで休憩といたします。

再開を午後1時といたします。

(午前 11時49分)

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

(午後 1時00分)

◇ 小 林 光 一 君

○議長（佐藤聡一君） 続いて、9番、小林光一議員。

(9番 小林光一君 登壇)

○9番（小林光一君） それでは、議長の許可を得ましたので通告書に従って一般質問をさせていただきます。

テーマは、少子化問題についての一考察とその対策についてでございます。

先進諸国の人口推移を見ますと、2050年までにアメリカ、イギリス、カナダ、中国などいずれも少しずつ増加し、減少が見込まれるのは日本、ドイツ、イタリアであります。それらの国の中で日本が最も減少率が高くなっております。昨年、2023年12月1日の日本の総人口は約1億2,429万9,000人で前年に比べ約56万2,000人の減少となり、しかも13年連続で減少しております。一方、出生者は2023年に約75万人となり前年に比べ最少を記録しています。日本では人口、出生者ともに年々減少の一途をたどっております。

さて、我が東吾妻町はどうでしょうか。過去5年間の人口変動を見ますと、令和元年から毎年平均で320人ずつ減少し2023年4月1日現在1万2,523人です。過去5年間の平均で転出者が転入者より平均89人多く社会減になっており、また、死亡者が出生者より平均186人多く大きな自然減であります。自然減と社会減の双方が進行していることから人口減少が急速に進行していることが分かります。また、自然減が社会減を大幅に上回っており、これらの結果から推察すると、我が町の人口減少問題は少子化問題と言っても過言ではないと思います。

そこで、出生者に再度注目してみますと過去5年間で極めて少ない状態が継続しており、令和元年の54人から41人、38人、23人と減少し令和5年度には33名であります。人口に影響を与える出生者が著しく急激に減少していることが明らかであります。

したがって、我が町の将来を安定化し安心で持続可能な町にするためには人口減少対策、とりわけ少子化対策を待ったなしの喫緊の最重要課題として捉え、数年で人口減少に歯止めをかけなくてはなりません。

さて、最近、50歳前後の未婚女性に結婚観について聞いてみました。彼女は、恋愛はしたが結婚する気はない、結婚すれば家事をするのは面倒くさい、掃除や片付けは嫌でたまらない、我が身が自由にならない、好きな旅行も行けないなどと言っておりました。一方、愛する夫との間にできる子供が欲しくはないのかとの質問に対しましては、仕事をしている間は育てるのが大変だから乗り気はしないと。この女性は結婚を好まない典型的な方で、このような結婚観を持った女性が多くなりつつあります。

一方、結婚したいと思っている女性もかなりいます。けれども、そのような方は以前に比べて経済的に余裕もあり、希望する条件でなければ横を向いてしまいます。

一方、男性はどうでしょうか。結婚を希望している者はかなりいるようですが、相手をうまく見つけることができない。見つけても女性に結婚条件を言われて途中で駄目になってしまう者が比較的多いようです。さらに、より自分らしい生き方を望んだ結果、子供を持たないという選択肢に突き当たってしまいます。

これらの結果から総合的に考えると、未婚化や晩婚化が進み、結婚しても子育ての経済的負担や子育てしやすい労働環境の整備が不十分であることからさらに少子化が進むことになります。

このように深刻な状況の中で、政府は少子化を食い止めようとする最後の機会と捉え、異次元の子育て支援をあらゆる方向から検討していることはニュースで報じられております。これは、2030年代に入るまでに若年層が現在の倍速で減少すると考えられ、少子化はもはや歯止めが利かない状況になり、それまでに手を打っておこうという狙いではないでしょうか。

さて、国立社会保障・人口問題研究所によれば、東吾妻町の人口は2030年には1万277人で辛うじて1万人を超え、2040年には8,034人となるという試算があります。また、人口戦略会議が全国の20代から30代の女性の人口減少を分析し、我が町も将来的に消滅可能性がある自治体に再度分類しております。

そこでまず質問させていただきます。2040年を待たずして1万人を切り、将来的に消滅可能性がある自治体に再度分類されたことについて町長はどのようにお考えでしょうか、ご見解をお伺いいたします。

我が町の住民基本台帳によりますと、人口は令和元年度から令和5年度の5年間を見ると直線的に減少しており、1年間に平均して320名ずつ減少しております。このまま人口減少が進むと2031年度には1万人を下回ることになり、9年ほど前倒しということになります。

そこで質問させていただきます。この深刻な人口減少を食い止めるには少子化対策に重点的に取り組む必要があるわけですが、特に東吾妻町の出生者は、最近の3年間、令和3年度には38人、令和4年度23人、令和5年度に33人と30人台となっております。出生者が少ないこの現状について町長はどのように考えているかお伺いいたします。

当町では人口目標を高く掲げ、これまで国の施策に先駆けて様々支援を行ってきましたが、人口減少に歯止めをかけるような成果に結びついておりません。

そこで質問させていただきます。当町では2040年に1万人を維持し、人口減少に歯止めをかけるために今後どのような少子化対策支援を計画しているかお聞かせください。

少子化対策の支援として、男女の出会いの事業などの結婚前支援、新婚生活支援、そして子育て支援などの結婚後の支援の3つが考えられます。結婚後の支援もちろん重要ですが、少子化を防ぐにはまず結婚してもらうことが前提となることは言うまでもありません。しかしながら、これまで男女の出会いなどの結婚支援、その後の結婚生活支援が極めて少ない気がします。令和6年度の当初予算では100万円ほどの予算がついているのみです。結婚していただくための支援について町長はどのようにお考えかお伺いしたいと思います。

将来にわたって持続可能な安定した我が町を構築していくためには、何といたっても人口減少を食い止め、労働力の減少をなくし、生産力を増強し経済成長を助長させることにほかならないと思います。そのためには、出生率をよくする少子化対策に真剣に真摯に取り組み、しっかり実行し、人口減少に歯止めをかけることではないでしょうか。

あとは自席にて再質問させていただきます

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは小林議員のご質問にお答えいたします。

1点目の消滅可能性自治体についてでございますが、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口や人口戦略会議が公表した消滅可能性自治体への分類は直面している人口減少の深刻さを改めて認識する契機となりました。一方で、それぞれの地方自治体の努力だけで抜本的改善を図ることは困難でございます。国全体として、これまでの政策対応を検証し、人口問題や少子化対策、東京一極集中の是正に関して抜本的な対策を講じていく必要もあるものと考えております。

そうしたことから、これまで以上に国・県・町の連携により問題の改善に向けて重点的に取り組んでいくべきものと認識をしております。

2点目の出生数の減少でございますが、このことについては東吾妻町の将来において深刻な課題の一つでございます。少子化は、社会構造の変化や価値観の多様化、経済的な不安定さ、子育て環境の課題など複合的な要因が絡み合っていると考えております。特にここ数年の出生数が低下している現状は危機感を募らせるものでございまして、若い世代が安心して子育てできる環境づくりに力を入れてまいります。

3点目の少子化対策支援の計画でございますが、現在、「少子化・高齢化や人口減少が進行する中、住民が誇りをもって暮らし続けられるまちづくりの実現」を目的とした東吾妻町

第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づく各事業に取り組んでおります。この現行計画が今年度に最終年度を迎えることから計画の検証を行い、新たな計画を策定する中で効果的な計画にしていきたいと思いますと考えております。

なお、昨年公表された国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口では、前回の平成30年公表の推計値との比較で若干の上方修正が見られ、これまでの施策において一定の効果が表れているものと思われます。今後も、各ライフステージに合わせた支援の検証と施策の充実を図ってまいります。

4点目の婚活支援でございますが、婚活事業につきましては吾妻郡内の町村と連携したぐんま結婚支援連絡協議会吾妻部会で出会いの場を提供しております。未婚化は国全体で考えていくべき課題でもありますが、町といたしましても、結婚・子育てを支援する施策について、様々な意見を踏まえ、社会の多様性等も尊重しながら人口減少対策の一つとしてさらなる検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 再質問はありますか。

9番、小林光一議員。

○9番（小林光一君） まず町長、答弁ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。

先ほど国立社会保障・人口問題研究所によればと言っておりましたけれども、実際にこれは消滅可能な自治体であるというのは人口戦略会議というところが言っていることでありまして、そこはちょっと認識が違うかなと思います。

それで、消滅可能性がある自治体というのは若年女性の人口が2020年から30年間で50%以上減少する自治体と定義されております。そこで、吾妻郡の中では高山が消滅可能性自治体から脱却しております。そして、嬭恋と草津は若年女性人口減少率が改善していると、そして長野原、中之条、我が東吾妻町はこの若年女性人口減少率が悪化の方向に行っていると、こういうことになっております。とにかくこの消滅自治体にならないためには若年女性人口をいかに増やすかということが重要かと思っております。町長もこれについてはちょっとお話しされておりましたけれども、もう一度そのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、若い女性に町に残って結婚していただいて、そして町で子供を産んで育てていただくということが必要でございますので、今後も、こういった若い

女性が定住・定着するような支援策というものを充実、発展させてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林光一議員。

○9番（小林光一君） 今、町長がお話しされました若年女性在住者というんでしょうか、その人が外に出ていかないようなそういうことに支援をしていこうということで、やっぱり働く場所が非常に重要であるし、またそういう女性に対しての支援も必要かなとは思いますが、ちょっと私などが考えるといろいろありますけれども、例えば免許証を取るのに補助するとか、そういう女性になるべくいてもらうためにですね。それは一つの例ですけども、そういうことが重要なと思いますので、ぜひその辺については今後も力を入れてやっていただきたいなと思います。

この消滅可能性自治体から脱却した多くの自治体ではふるさと納税をどうも活用しているというのがあるようです。ふるさと納税を活用してそういうところから脱却したといういろんな例が出ております。そこで、この辺につきましては、いろいろな議員からふるさと納税をもっと増やすべきだというような意見が出ていますけれども、町長はその辺についてどのようにお考えか少しお伺いさせていただきます。さらなるふるさと納税をしてほしいということの意見でございます。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） ふるさと納税につきましては、これを増やしていくということは当然そのために取り組んでいるところでございます。今までと違ったところでは、体験型のふるさと納税ということで、八ッ場ダムの放流イベントを見に行くために「アガッタン」に乗っていただいて往復する、そういうことにふるさと納税を活用しております。そういった新たなふるさと納税の材料というものを探しながらふるさと納税の増額を今後もしっかりと図ってまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林光一議員。

○9番（小林光一君） いろんな施策を実行していくためにはやっぱり財政的な裏づけが必要でありますので、ぜひこれについては真摯に受け止めて頑張っていただければと思います。

次に、出生者が非常に少ないということでこの現状について町長からお伺いしました。一言で言うと複合的な問題で取り組んでいくんだということなんですけれども、少子化対策してこれまで子育ての経済的負担を中心に力を注いでこられたと思います。しかしながら、現状では少子化に伴う人口減少が進んでおり、あまり成果に結びついていないように思われます。

そこで、これまでの施策について成果検証を行って、今後再び実施するのか、また検討すべきことがあるか、そういうことをしていただきたいと思いますけれども、その点について町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今までの子育て支援事業等は、これを縮小するというふうなことはもう考えられないものでございます。また、子育て支援以前に不妊治療の補助事業、また初回産科受診料の助成、安心出産・宿泊支援事業というのがありまして、これは、町内や吾妻郡内に出産する医療機関がないということで、渋川、前橋、高崎等で出産する場合にはホテルに泊まって待機する、そういった費用を助成しているものでございます。付添いの方にも当然助成しております。産後ケアの事業等も行ってありますし、こういったものを充実させているわけございまして、こういったものを確実に利用していただいて、そしてこの町で子供を産み育てていくということで支援制度をこれからも充実していくことが必要かなというふうに思っておるところでございます。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林光一議員。

○9番（小林光一君） この少子化問題っていうのは、先ほども申し上げましたように、最重要課題だということになります。そうしますと、やっぱり人口減少や少子化対策に集中的に取り組むような部署の新設ですね。これは前にも私はお話ししておりますけれども、やっぱり本気度を見せていただいて、ぜひそういう対策室でもいいですからそういうものを考えていただけないでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 議員のおっしゃられることも一つの大きなアイデアだというふうに思っております。役場内の組織体系というものを見直す中でそういう必要もあろうかと思しますので、今後十分に検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林光一議員。

○9番（小林光一君） ぜひ前向きに検討していただければと思います。

坂上地区では生徒数や園児数が非常に減ってきております。前に教育長にお尋ねしてきたときには、各地区のこども園や小学校はずっとこのまま維持していくというようなことをおっしゃられておりました。この方針には変更はございませんね。いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 中学校につきましては5校を1校に統合して広く各地域から中学生に

集まっただいて、切磋琢磨して高校に行くための成長を促していくということで統合いたしました。

小学校につきましては各地区でございます。各小学校の子供たちというのは、やはり家庭で育てるということは当然必要なことでありますけれども、地域で育てていくという考えも重要な問題だというふうに思っております。そういったことも含めて、現在のところ、各地域で子供たちを温かく育てていただくということが必要なのではないかなというふうに思っております。町の宝は子供たちでございますので、各地域の意識もそれと同じだというふうに思います。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林光一議員。

○9番（小林光一君） 力強いお言葉をいただいたとは思っておりますけれども、とはいいいながらも、坂上地区におきましてはもう既に複式学級がもう一部始まっているようなところもでございます。そういうことで、今後人数がどんどん減っていった場合にこの制度を継続するのかどうするのか、やっぱり考えておく必要があると思っておりますけれども、ぜひ町長、その辺を考えておいていただきたいと思っております。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 各地域のそれぞれの事情、情勢、状況というものがあろうかと思えます。そういうものを踏まえて町全体を考えていかなければならないというふうに思っておりますので、これにつきましては引き続き十分に状況を見ながら検討してまいりたいと思えます。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林光一議員。

○9番（小林光一君） ぜひよろしく願いいたします。

それと、少子化問題を解決するというのは生ぬるいことではできないんですけれども、婚活支援や結婚や子育てに対する経済的支援、さらには制度の改善、さらには働く親の負担軽減など総合的なアプローチが必要である、それは町長も認識しておるようでございます。しかし、最近の男女の結婚観が大分昔とは変わってきている。結婚観のことですけれどもそのように思います。まず、少子化対策は将来自分自身や町民が安心して暮らせる町の存続のために重要であることを、ぜひ町民、特に若年女性に理解してもらうように、意識改革というものもちょっとすべきではないかなと私は思うんですけれども、町長、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、非常に難しい問題ですよ。そういうことも必要かとい

うふうに思っております。我々の若い頃の時期と現在の女性の皆さんの考え方がかなり違っております。そこら辺を分かっていたくには相当の苦労が必要というふうには思っております。これはどのような形で持っていくのかははっきり私はここで今言えませんが、何かそういった方策があれば取り入れて行ってまいりたいというふうには思っております。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林光一議員。

○9番（小林光一君） 特にどうこうということはないんですけども、やっぱり若い女性たちが将来生きていくためには、どうしてもいろんなこと、とにかく理解してもらわないといけないと思うんですね。そのためにそういうことをいろんな場を使ってやっぱり周知していくということが私は重要ではないかなと思うんですね。やっぱりこの町が存続するためにはあなた自身がやっぱり必要なんだよと、そういう意識改革みたいなものをするべきだと私は思うんですけども、ぜひそういうことを機会あるごとにお話ししていただければなと思っております。特にその件については結構です。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町としてそういった行動に出るということも必要かと思いますが、やっぱり家庭教育の段階でそこら辺のところをしっかりと各家庭で教育してもらおうということも必要かなというふうに思いますので、そういう投げかけも各家庭にしていくことも必要なのではないかなというふうに思っております。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林光一議員。

○9番（小林光一君） 確かに家庭も必要です。しかし、それだけじゃどうもうまくいっていないわけですから、やっぱり公の町でも、あなたがしっかりしてくれないとこの町は滅びてしまうんだよということで、ぜひその辺の意識改革みたいなことをしていただければと思っております。

次の問題は非常にディテールな問題で申し訳ないんですけども、日本の支援というのは大体ヨーロッパの半分程度なんですね。そういうことで、当町ではまだ保育料が無料化されていないと思うんですけども、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 保育所の保育料の話でしょうか。

（「はい、そうです」と呼ぶ者あり）

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては教育委員会等で今検討を重ねているところでございます。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林光一議員。

○9番（小林光一君） ぜひ前向きに検討して実施していただければと思っております。

次に移りたいと思いますけれども、最後の4番目の質問に関連してですけれども、これは通告しておりませんが、この町で実施した婚活イベントや婚活事業ですね、これの実績を教えてくださいと、それでその実績によって婚姻数がどのぐらいになったかということをお教えいただければと思うんですけれども、難しいでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 婚活イベントにつきましては、私が認識しているものではたしか商工会主催でやったのが一番最初かなと思っているんですけれども、青年部かな、そこら辺がちょっとあれですけれども、何しろそのときには成果があったんですね、1組。言ってしまうと失礼だから言わないです、ああ、あの人かというふうに分かっちゃうので。その後で町でも何回かやりましたけれども、参加者が実は男性が多くて女性が少ないということで、これは郡内のどこの町村でやっても同じなんです。男性が多くて女性の参加が少ないということで、郡一つのぐんま結婚支援連絡協議会吾妻部会で実施しているところでございます。

以上のようなことです。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林光一議員。

○9番（小林光一君） 確かに成功例というのは極めて少ないとは思いますが。しかし、息の長い婚活事業というものをやっていくということは必要なんだろうと思います。それで、もし町内だけでは無理ならば、今、郡内でやっているということですが、さらにそれを広げて広域でやって、いろいろ民間の力を借りてぜひ進めていただきたいと思います。

そういうことで、婚活事業や出会い的なイベントをさらに増す計画はございますでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今現在、郡内で実施しております出会いの場の事業の状況を見ながら考えてまいりたいと思います。以前は町と交流関係にある杉並区の女性を招待したりというふうなこともやっていたわけですが、今後も、効果的ないわゆる手法と申しますか、女性が参加できるようなものがあれば取り組んでまいりたいと思います。委員会で何かお見合い電車をJRにやらしてもらえなどという話も出ましたが、そういうものもあるかと思えます。皆様のアイデアをいただきながらこれも取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林光一議員。

○9番（小林光一君） 今お話がありましたように、すぐにでもこれをやっていただきたいというのが私の意見でございまして、確かに成功数は少ないけれども、やっていれば必ずその中には一、二あると思うんですね。それでも十分に成果が上がればいいわけですから、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問になるかもしれませんが、昭和の時代には見合いなどのお世話好きな人がおられて結婚に至るということが多かったんですけれども、最近そういうものはあまり見かけません。

そこで、男女の出会いを企画するような民間の個人または団体、そういうものに例えばかかる費用の全額負担をしてあげるとかそういうような制度を設ける考えはないでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） おせっかい何とかというような言葉がありますね。県の婦人会でそういうことをやっています。だから、そういう意識のある町の婦人会の方もいらっしゃるの、そういった方のお手伝いをいただくということも必要かなというふうには思っております。

そういったおせっかいというふうな言葉が出ているわけで、そういうものが今はなかなか受け入れられないような世の中になってきているのかなというふうに思いますけれども、貴重なそういった存在もあるわけでございますし、また、今言ったような民間の団体もあるようでございますので、そういうものを調査して、安心して任せられるような、それで効果のあるようなものがあれば実施していくのもいいのかなというふうには思っております。

○議長（佐藤聡一君） 9番、小林光一議員。

○9番（小林光一君） やっぱりこういうものを開くためには費用がかかるわけです。そういうものの一部の負担でもいいです。僕は全額負担でいいと思っているんですけれども、ぜひしていただいて、こういう出会いの機会を増やすような試みを続けていただきたいなと思っております。

人口減少を食い止めるためには、とにかく出生率をよくする少子化対策に真摯に、真剣に取り組んで、しっかりと実行して人口減少に歯止めをかけていくということは極めて必要だと思います。最後になりますけれども、町長、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 少子化対策、子育て支援等はしっかりと取り組んでまいりましたし、

これからも皆様のご意見も頂戴して新しい取組もしっかりと取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 以上で小林光一議員の質問を終わります。

◇ 井 上 日 出 来 君

○議長（佐藤聡一君） 続いて、5番、井上日出来議員。

（5番 井上日出来君 登壇）

○5番（井上日出来君） それでは、議長の許可を得ましたので通告書に沿って一般質問をさせていただきます。

質問の項目ですが、タイトルの1はひきこもり、障害児、不登校児への行政政応について、タイトルの2は小林宗作氏を核とした政策提案のその2であります。

まず、質問の要旨であります。タイトル1の部分についてであります。このタイトルの対象は広範のため、今回は主として今年度の制度改革に伴う町の対応等をお聞きします。また、独自に調査した町内事業者の要望等をお伝えし、町のよりよい福祉政策の実現のため対応を求めたいと思います。

①受給者証の発行についてであります。

この受給者証は、今回取り上げておりますのは福祉サービス利用についての受給者証になります。制度改革により、今年度から、放課後等デイサービス事業所が居宅訪問型児童発達支援を兼務することが可能になりました。このサービスを受けるには町長が認定する受給者証の発行が必要となりますが、その審査手順と審査基準もしくはガイドラインは明文化されているでしょうか。また、それは情報公開されているでしょうか。

②施設利用開始までの事業所負担（ボランティア）に対する行政支援を求めます。

要支援者の社会参加に向けて、現在、就労支援や就労継続支援施設が存在しています。施設利用に至るまでスタッフが幾度も対象者の自宅を訪問するなど、大きな負担が発生しておりますが、現在、この部分はボランティア、無償というふうになっております。事業者の経営を圧迫する危険性もあり、この事業に対する町独自の人的支援体制や補助金を設定する必要があるのではないかと思います。町長の見解をお伺いします。

③関係機関の連携強化を求めます。

聞き取り調査をした複数の事業者から、町の担当者、社会福祉協議会、保健センター、そして福祉事業所の方、またケースによっては教育機関との連携を強化してほしいとの要望をお受けしました。その際、堅苦しい協議会のような雰囲気ではなく気軽に情報交換を話し合える沙龙的な集まりを定期的に、できれば月に1回から3か月に1回程度実施して情報交換をしていただきたいということでありました。町から各事業者にヒアリングを実施していただき、そのニーズに応じたこのような体制の整備を提言をさせていただきます。町長のお考えをお聞かせください。

タイトルの2にあります小林宗作氏を核とした政策提案の話題に入ります。

昨年12月の定例会一般質問において本件について様々な提案をさせていただきました。その後、上毛新聞、東京新聞、そして読売新聞にてこの記事を取り上げていただき、大変多くの反響をいただきました。そして、今年に入って1月末、NHKのほうから私宛てに問合せがあり、小林宗作氏の番組を制作するに当たり、当町でのロケやトモエ学園にゆかりのある場所の特定作業などの協力要請を受け、懸命に調査してまいりました。4月にはロケも実施され、7月6日にこの番組が放送予定となりましたことをお知らせいたします。

番組名や放送時刻など詳細については、まだNHKのほうでも公表されていないことからこの場では割愛させていただきます。今回は、タイトルに対して町の今後の対応をお尋ねするとともにさらに追加の政策提案をしたいと思えます。

①前回の令和5年12月一般質問の提案について、今年度、来年度の計画や検討内容をお尋ねいたします。

②町内を中心に小林宗作氏を顕彰する会（仮称）の発足準備が進んでおります。このような民間団体と協働するため、町としてどのような連携を求めるかお尋ねいたします。

③当町の合併20周年と国立音楽大学創立100周年が同年となることは、前回、半年前の一般質問でもお知らせをいたしました。この同大学と連携し、大きく町の記念事業を打ち出しはいかがでしょうかということ再度お尋ねをいたします。

④2年に一度、民間団体等と協力し、またここには国立音楽大学等も入ってくるかと思いますが、協力して当町で小林宗作サミットを開催してはいかがでしょうか。内容としては、小林宗作ファンの集い、また様々な先生方の講演会、幼児教育などの研究や成果の発表会、また国立音楽大学の学生さんとの交流を兼ねて演奏会、そして、さきに作られました窓ぎわのトットちゃんのアニメの上映会など、こういったものを2年に一度開催してはいかがでしょうかというふうなご提案でございます。

残りは自席にて追加の質問をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは井上議員のご質問にお答えいたします。

1項目め、ひきこもり、障害児、不登校児への行政対応についての1点目、受給者証の発行についてでございますが、居宅訪問型児童発達支援等の障害福祉サービス等の現状といたしまして、この10年間で、町内に事業所が開設したことに伴い障害者のサービス費は約1.4倍、障害児のサービス費は約10倍に増加しております。このことは、障害福祉サービスに対する認識や理解が進み必要な支援につながってきているということを表しております。

障害福祉サービス等は厚生労働省及びこども家庭庁において定められている事務処理要領にのっとり支給決定をしており、今後も相談や申請に対応してまいります。なお、事務処理要領はそれぞれの省庁のホームページにおいて公開されております。

2点目の施設利用開始までの事業所負担に対する行政支援をでございますが、要支援者の社会参加につきましては、重層的支援体制整備事業においてアウトリーチ等を通じた継続的な支援につなげたいと考えており、昨年度から移行準備に入り、令和8年度の本事業開始を予定しております。現在、地域づくりと参加支援事業について、介護、障害、子供、困窮分野が一体的に連携し会議を持っているところで、ひきこもりや既存事業のはざまとなる方々の支援に向けた検討をしております。行政として、アウトリーチ等を通じた支援を一層充実し実行していくことにより事業所の負担削減につながるものと考えております。

3点目の関係機関の連携強化をでございますが、関係機関の情報交換の場としては吾妻郡で自立支援協議会を設置しております。この協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図るとともに地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うもので、月に1回開催しているところでございます。協議会の中に専門部会としての事業所部会という組織がございますので、必要に応じて行政や関係機関が参加することにより連携を深めていければと思っております。

今後とも、一人一人の個性と能力を最大限に発揮し、社会の一員として自立した生活が送れるよう多様な支援を提供することを目指して取り組んでまいります。

2項目め、1点目の今年度、来年度の計画でございますが、日本に音楽教育法リトミック

を紹介し広めた当町出身の小林宗作氏が初代園長である国立音楽大学附属幼稚園では、小林氏の教育理念を現在も受け継ぎ教育・保育を実践しております。同附属幼稚園のホームページには園の特色、保育の方針が記されていて、リトミックを基盤としつつ豊かな感性を育む保育活動が行われていることを紹介しているところでございます。

来る8月1日には、当町のこども園職員・保育所職員合同研修会を同附属幼稚園の林浩子園長を講師に招き開催いたします。保育の実践の柱である林園長の教育理念について講演いただき、当町の教育・保育活動への取組、また、現場において新たな教育・保育活動におけるアイデアの発掘に向けた起点となればと考えております。

2点目の民間団体との協働・連携でございますが、町内では様々な団体が地域づくり活動に取り組みしております。現在、町では令和4年度より東吾妻町地域活性化事業補助金を創設し各団体に活用していただき、地域の活性化に貢献していただいております。

今後におきましても、補助制度の普及や、住民と行政がそれぞれの役割を尊重し、担い合う協働による町づくりの充実に努めてまいります。

3点目の合併20周年記念事業を国立音楽大学と連携でございますが、平成18年3月27日に吾妻町と東村が合併し令和8年3月で合併20周年を迎えます。合併10周年の際は、コンベンションホールで記念式典の表彰式と生涯学習大会が行われ、パラリンピアン講演や東吾妻中学校吹奏楽部によるミニコンサートなどを行いました。合併20周年につきましても、これから検討を進めていくこととなりますが、ご提案の部分も含めて今後多くのアイデアに耳を傾けて企画・検討を進めてまいりたいと考えております。

4点目の小林宗作サミットの開催でございますが、現在も地域の活性化につながる様々な団体の取組と町の連携の形態を踏まえながら、住民と行政の協働は必要不可欠との考えに基づき対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 2次質問はありますか。

5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） 町長ご答弁ありがとうございます。

タイトルの1の部分につきましては特に追加質問はございません。今後とも、近隣の福祉事業者と連携強化を図っていただき町の福祉を推進していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

タイトル2の追加質問でありますけれども、まず町長から、来る8月に国立音楽大学附属幼稚園の林園長先生が来られて講演をしていただくというお話をいただきました。6月10日付で教育長名で資料が配付されておりますけれども、この中で一番最後のほうになるんですけれども、講演時間のみ研修会場後方席を一部開放しますというふうに書かれております。

それで質問なんですけれども、これは一般の方も見られるものなのか、それとも我々議員も含めた関係者のみなのかということ、ちょっとこの線引きを教えてくださいませんか。

○議長（佐藤聡一君） 教育長。

○教育長（山野邦明君） 井上議員のご質問にお答えいたします。

今予定しておりますのは関係者ということで、文教厚生常任委員の皆様方を考えております。そのほかに議員のここにいらっしゃる皆様方も当然入ります。大変失礼いたしました。よろしく申し上げます。

○議長（佐藤聡一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

できるだけオープンに話を聞いていただきたいなというふうに思っておりますので、こちらでもできることはいろいろ積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

次に、また追加で質問させていただきます。質問ではなくこれはもう提案なんですけれども、国立音楽大学が創立100周年に向けて、今、幼稚園と小学校、そして高校の部と大学の部と小林宗作氏が当時作った様々なテキストとか資料とか、そういったものが分散されて保存されているということでありました。100周年事業に向けてそれらを全部まとめた再編作業が今進んでおります。

できれば町長のほうから早めにこの小林宗作氏に関する資料について、まとまった暁には、当町にもぜひ所蔵させていただきたいということで国立音大のほうに投げかけられてはいかかかなと。もしかしたら一部購入をという話になるかもしれないんですけれども、これはもう貴重な資料となりますのでぜひともそういったアプローチをしていただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 小林宗作さんの出生の地であります東吾妻町でございますので、お尋ねの点につきましては努力して交渉してまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） こういった資料は大変貴重なもので、もし当町でも展示とかされますと、町のイメージアップ、それから交流人口増加など、また活性化にも寄与するものだというふうに思いますので、ぜひ前向きにご検討をお願いいたします。

次にまたちょっと追加の質問、ご提案になりますけれども、実は小林宗作氏のリトミックに関してまた引き続きいろいろと調査をしております、その中で、近年、スイスのジュネーブにありますダルクローズ音楽院、このダルクローズというのは小林宗作さんが直接師事したリトミックの発案者の方です。その方の名前がついた音楽院のほうで実は高齢者のためのリトミックというものが研究されております。その結果、歩行改善などの効果が認められたということで現地ではこれが保険適用になっているようであります。

当町においては国保の運営がますます厳しくなる中で、医療費削減などの対策としてリトミックを活用したフレイル予防などは有効な手段となり得るかと思えます。幼児教育から高齢者のフレイル対策まで、小林宗作氏のリトミックを活用するという町の一貫した取組の大きな事業として打ち出せるのではないかというふうに思っております。

ということで、今現在、国立音楽大学でもこの部分の研究者の方がいらっしゃって、当町でこのリトミックを活用したフレイル予防の体験会やあるいは講習会というものを大学側に依頼してはいかがでしょうかというご提案なんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、リトミックがフレイル予防、認知症予防にもよいと言われているようでございます。大変興味深い話でございますので、今後、その部分をお伺いして研究して、取り入れていけるなら取り入れていきたいというふうに思っております。

○議長（佐藤聡一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） ぜひこちらのほうも、当町も現実的に大変厳しい状況になってきていると思いますので、担当課の皆様も含めていろいろと研究なさっていただきたいというふうに思います。

それでは次の追加質問にいきますけれども、国立音楽大学の学生たちとの人的交流事業を提案させていただきたいと思えます。

この国立音大100周年、当町が20周年という事業を令和8年に控えておりますけれども、それまでの間に、今年度が無理だとしても来年度、再来年度に、国立音楽大学の学生たちにこちらに来ていただいて、町の自主事業としてコンベンションホールを使った事業があると思いますので、そういったところで年に1回程度演奏会を開き、また、学生さんたちはそれ

ぞれ今専門的な勉強をされている方なので、例えばですけれども、地元の小学校、中学校の吹奏楽の関係などの指導に当たっていただき、専門的な知見をこの町の子供たちにも一緒に分けていただくと、そういうふうな活動ができないか交流事業ができないかということでご提案したいと思います。いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 国立音大の皆さんとの連携は非常にいいことだと思います。教育実習に我が町の学校に来ていただいて学生に教育実習をしてもらっているということも一つの大きなことかと思っておりますので、そのようなことも考えながらコンベンションホールでのコンサート等も実現できたらいいのかなというふうに思っております。

今後も、国立音大との連携についてはいろんなものが考えられますので、皆さんのアイデアをいただきながら取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 5番、井上日出来議員。

○5番（井上日出来君） ありがとうございます。

あとは、もう質問というよりもちょっとご報告とお願いをしたいと思います。

まず、NHKの番組制作に当たって、戦時中、小林宗作氏が作ったトモエ学園の子供たちとそのご家族が当町に疎開していたという事実があります。その当時の写真が実はありまして、その写真をNHKが僕のところに送ってこられて、この場所を写真だけで特定してくださいということをお願いされまして、実は特定ができました。

それで、当時疎開されていた金子家というのがあるんですけれども、岩島なんですね。金子家の敷地というのは分かるんですけれども、そのほかに写真が、近くの川岸で遊んでいる子供たちの姿であるとか、あと当時の陣出橋、今、陣出橋は高いところに架かっているんですけれども、その当時は川に近い、低いところに小さな橋が架かっていて、その写真等がありましてその辺でどうも遊んでいたようであります。なのであの辺は、トモエ学園にゆかりのある大変、こう言ってはあれですけれども、いろんなファンの方がおいでになる場所になるのかなというふうにも思います。

それから、疎開中、トモエ学園の関係者が食料を調達するためにずっと山の奥のほうに行って、まだ開墾されていないようなところなんですけれども、その中で焼畑農業でソバを作って食料を調達していたというふうな記録があります。その場所がどこなのかというのをNHKに調べてほしいと言われましてそれも調べました。実は大体の場所が特定できました。

今は烏帽子です。当時は烏帽子というのはありませんでしたから、今は烏帽子になってい

ますけれども、その一番奥のほう、一番高いところの見通しのよい場所、その一帯であります。この情報は、実際に現地と一緒に足を運んでいただいた同僚議員である齋藤さん、そして議会事務局の西巻さんと我々現場を確認して情報共有しておりますので、もしご興味のある方はこの3名が情報共有しておりますのでお尋ねになっていただければというふうに思います。

それからもう一点、4月に当町でNHKのロケが行われた際、小林宗作先生のふるさとから黒柳徹子さんへの贈物として、岩島地区のガラス工房のポルカさん、あそこで実は花瓶を購入しまして、当町の花である水仙のようなきれいな黄色い花瓶を購入して、黒柳徹子さんへお渡ししたいというふうにディレクターにお願いいたしました。そして、今月に入ってなんですけれども、黒柳徹子さんの最後のインタビュー収録が行われて、その終わりに、小林宗作先生のふるさとからの贈物ですということでディレクターさんが徹子さんご本人にお渡しいただいたそうであります。

これで東吾妻町という名前が黒柳徹子さんに多分インプットされたと思いますので、これから先はぜひ町長に頑張ってくださいまして、黒柳徹子さんの講演会をどうしてもこの当町でやっていただきたいと思いますので、町長の不断のアプローチを期待しております。よろしくお願いたします。

以上であります。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 井上議員に大変いろいろとお世話いただき頑張ってくださいまして、ありがとうございます。小林宗作さんも意外なところで尊敬している方がいらっしゃったんです。私が3か月に一回見てもらっているちょっと大きめの病院の副院長が行くたびに小林宗作の話をするんです。それで、黒柳徹子を呼んで今度は東吾妻町を高めていかなければ駄目だとかいろいろ言って、そんなほうもかなり知っている方もいらっしゃるの、町としてこれから大いに小林宗作の名を売って東吾妻町がよい町だということも大いにPRしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 以上で井上日出來議員の質問を終わります。

◎延会について

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。本日の会議はこれをもって延会したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） したがって、本日はこれをもって延会することに決定しました。

なお、次の本会議は明日6月14日午前10時から開きますからご出席をお願いいたします。

◎延会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 本日はこれをもって延会いたします。

大変お疲れさまでした。

（午後 2時05分）

令和6年6月14日(金曜日)

(第 3 号)

令和6年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第3号)

令和6年6月14日(金)午前10時開議

第1 町政一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	佐藤 聡一君	2番	齋藤 貴史君
3番	増子 京子君	4番	渡 一美君
5番	井上 日出来君	6番	高橋 弘君
7番	高橋 徳樹君	8番	里見 武男君
9番	小林 光一君	10番	重野 能之君
11番	竹 淵 博行君	12番	樹下 啓示君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	中澤 恒喜君	副町長	石村 文明君
教育長	山野 邦明君	総務課長	酒井 文彰君
企画課長	寺嶋 正春君	まちづくり 推進課長	玉橋 晃君
保健福祉課長	小池 さつき君	町民課長	谷 直樹君
税務課長	堀込 恒弘君	農林課長	白石 彰久君
建設課長	福原 治彦君	上下水道課長	高橋 篤君
会計課長兼 会計管理者	関 和夫君	学校教育課長	水出 悟君
社会教育課長	角田 良信君		

◎開議の宣告

- 議長（佐藤聡一君） 皆さんおはようございます。連日お疲れさまでございます。
ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

- 議長（佐藤聡一君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。
議事日程に従い会議を進めてまいります。
-

◎町政一般質問

- 議長（佐藤聡一君） 日程第1、町政一般質問を行います。
-

◇ 重 野 能 之 君

- 議長（佐藤聡一君） 最初に、10番、重野能之議員。

（10番 重野能之君 登壇）

- 10番（重野能之君） おはようございます。

議長の許可を得ましたので質問をさせていただきたいと思います。

今回は、質問の項目としまして地域再生と結婚支援についてということで挙げさせていただきました。

質問の要旨。

少子化と人口減少に関する問題が取り上げられております。しかし、今の日本社会においてはそれ以前に大切なことが置き去りにされているように感じられます。前回の一般質問で

少し触れさせていただきましたが、昨今、特に若い人たちの未婚率が上昇して、結婚を希望する人が安心して結婚できない状況が続いているように思われます。内閣府男女共同参画局の調査によれば、今後の結婚願望ありと回答した20代女性が64.6%、同じく男性は54.4%となっております。令和2年度から令和3年度の調査であります。

そこで、当町の20代の未婚率はどのような状況であるかお聞かせください。

未婚化には、価値観の多様化もありますが、最大の問題は結婚を望む若い人たちが結婚のためらう社会であるともいえることです。2024年3月16日の上毛新聞ウェブ版にも掲載されておりますが、群馬県が行った県民意識調査があります。令和5年11月から1月の調査であります。それによると、「結婚しやすい社会か」との問いに60.6%が「結婚しにくい」と回答しております。さらに、「いずれ結婚したい」、「どちらかといえばしたい」と答えた人は66.2%を占めました。

当町には他の市町村に先駆けた多くの子育て支援策があります。今後さらに若い人たちの経済支援などが必要と考えますが、町長の見解をお聞かせください。

以上です。自席に戻らせていただきます。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

それでは重野議員のご質問にお答えいたします。

まず、町の20代未婚率についてですが、令和2年の国勢調査の結果によれば20代の未婚率は、全国の74.7%、群馬県全体の77.9%に対し当町では83.6%と高い水準となっております。未婚化、晩婚化は、社会構造の変化や価値観の変化など様々な要因が複雑に絡み合っ
て起こっていると考えられます。経済的な要因として、結婚費用や生活費の高騰は特に若い世代にとって負担が大きくなっており、雇用や収入の不安定さから結婚に踏み切れない人が増えております。

また、社会構造の変化や仕事と子育ての両立の難しさなども絡み合っております。価値観が多様化し、結婚や出産よりも仕事や趣味など自己実現を優先する人も増えております。その中で、結婚や出産を望む人が希望をかなえられる支援に取り組むことが大切と考えております。

当町はこれまで、結婚、妊娠・出産、子育てといった各ライフステージにおける支援に取

り組んできております。このような支援策について広く周知し、また継続していくことが必要と考えております。

続きまして、さらなる若い人たちへの経済的支援についてでございますが、若者が経済的不安から結婚をためらうことについては、結婚資金や住宅費用の支援及び安定した雇用の確保など、複数の支援策を組み合わせる必要がございます。

既に行っている支援で、結婚新生活支援補助金として新生活を送るために必要となる住居費、引っ越し費用の補助のほか住宅取得費用の補助などがありますが、安定した雇用を確保することは結婚を決意する上で重要な要素でございます。

上信自動車道の開通に伴い、関連する社会基盤整備など地域の特性と優位性を生かした企業誘致の推進や、基幹産業である農林業の経営安定化や新規就農支援、製造業の事業拡大など産業の振興と雇用の創出・拡大を図ってまいります。

若者のニーズに応え安心して結婚できる環境となるよう、施策の検討を進め未婚率の減少と出生率の増加につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 2次質問はありますか。

10番、重野能之議員。

○10番（重野能之君） ご丁寧に答弁いただきありがとうございます。

昨今の人口減少から始まり、地方の過疎化・衰退ということが非常に大きな問題とここ数十年なっております。

当町の総合計画にもありますが、恐らくつまるところは、いろんな方法があると思うんですが、最終的にはやはり様々な形での広域化、広域行政、平成の大合併ではありませんが、そういうようなことが行く行くは、それが40年、50年後、100年後になるか分かりませんが、つまるところやはり広域化ということが求められてくるんだろうというふうに思います。

しかし、今は地方自治体がお互いに切磋琢磨して、当町にありますように様々な政策を出して、競うということではないんですが、それぞれの自治体が切磋琢磨して地道に政策を積み重ねていく、そういう時期が今なんだろうというふうに思います。

そういう中において、今回、地域の再生ということでも掲げさせていただいておりますが、中澤町政の功績というものが、様々な施策を展開しながら財政調整基金をしっかりと積み立て、上げて、その代わりきめ細かい政策も実現してきている、これは、執行部、また職員の方々のご努力、本当になかなかできないことだというふうに思います。

こういった功績が後々の、いずれ来るかも分かりませんが、様々な行政の広域化というときに非常に大きく作用してくる。この東吾妻にとって、プラスの面で作用してくるんじゃないかなというふうに思います。

そこら辺を見据えた上で町政をかじ取り、そしてこういう結果を今現実に出している、この町政というものはほかにはなく群馬県一、日本一だというふうに私は思っております。この評価は、今は人口政策と同じようになかなか目に見えないことかもしれませんが、後々必ず大きな評価として成果として、この地道な町政運営、そして今、職員の方々が努力してきていただいているこの行政というものは必ず当町においては実を結ぶというふうに私は確信しております。

そういう中で、しかし現実問題として若い人たちの婚姻数が、結婚を望む人の婚姻数がなかなか増えない状況である。もちろん結婚を望まない、結婚はしない、これは大変尊重されるべきであり様々な自由でもあります。しかし問題は、望む人ができない、できづらい環境であるというふうに思います。そこら辺を示している、データで今日ちょっと資料を用意できなかったんですが、1995年から、消費税が導入されて以降、いわゆるバブル経済の崩壊以降、消費税、社会保険料をはじめいわゆる国民負担率というものがかなり上昇しています。

それと同時に婚姻数、出生数が激減している。数字でいえば1995年比で国民負担率は40%上昇しています、現在。と同時に、1995年から現在まで40%、婚姻数と出生数が減少している。いわゆる比例というんですか、片方は国民負担は上がる一方で婚姻・出生数は減少すると、そういった状況が見える。明らかに結婚を望む人がなかなかできない要因の一つとしてやはり経済的な負担というものが大きいというふうに思える一つのデータであると思います。これは、コラムニストの荒川和久先生という方がそこら辺のところを詳しく研究されておりますが、そのデータを見ても明らかで、今回、改めて私自身も痛感しました。

その中で、昨日、小林議員も質問されておりましたが、婚活支援、出会い、こういったものを町としても今後さらに、今まさに広域化で連携してやっているということではありますが、そこら辺のところに力を入れていただきたいということで小林議員も質問されておりました。まさにそのとおりであり共鳴するものであります。

そういう中で一つ、今、出会い系のマッチングアプリというものはやっているというのかかなりニーズが高まって利用者数も増えているという状況があります。これについては間に合えば9月か12月の議会にまた提案として質問させていただきたいと思ってるんですが、様々ないわゆるデジタル化じゃないんですがネットを使って、あるいは携帯機能のアプリ等

を使って、様々なハードルはあると思うんですが、町が運営する東吾妻を主とした出会い系アプリじゃないんですが、そういうネット空間を使った出会いの方法、こういうものも一つ今考えていくのもおもしろいかなというふうに思います。

例えば東吾妻を知り、東吾妻をきっかけに出会い、そして東吾妻をきっかけに結ばれ、東吾妻で暮らす、こういうようなことを実現できて、ネット空間であるいは携帯機能アプリを使ってそういうことができれば、今、多いところでは大手の登録者数が1,000万人ともいえる利用者がいるというふうにも言われております。この辺のところは次回、9月か12月にまたもう少し提案させていただきたいと思います。

改めて町長に、若者の結婚を望む人が結婚できる社会の実現、そこら辺を踏まえて町長のお考え、見解を改めてお聞かせいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 重野議員にお褒めの言葉をいただきましてありがとうございます。

重野議員の言葉の中に、結婚したいが結婚をためらっている、今、社会だというふうなお話もございました。そのようなことがないようにこれから一層より努力していかなければならないというふうに思っております。特に若者に対する支援、若者の起業支援あるいは結婚新生活支援補助金、また若者の住宅取得奨励補助金、また妊娠・出産に関しましては、不妊治療から妊婦の初回産科受診料補助、妊婦の健康診査補助、妊婦の歯科健診の補助、妊婦のインフルエンザ補助等、様々な支援策をもって行っておるところでございます。こういったものをこれからも引き続き着実に積み重ねてまいりたいと思っております。

そして、重野議員のマッチングアプリでというふうなお話でございますけれども、私も身近な人が、このマッチングアプリでゴールインしたというカップルを知っておりますので、これはかなり効果があるのかなというふうに思っております。

東吾妻町をベースとしたネット利用のマッチングアプリのようなものを今後つくることができればいいかなというふうに思っておりますので、これもまた重野議員のご意見もいただきながら研究してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 10番、重野能之議員。

○10番（重野能之君） ありがとうございました。

○議長（佐藤聡一君） 以上で重野能之議員の質問を終わります。

◇ 齋藤貴史君

○議長（佐藤聡一君） 続いて、2番、齋藤貴史議員。

（2番 齋藤貴史君 登壇）

○2番（齋藤貴史君） 議長の許可を頂戴しましたので一般質問をさせていただきます。

テーマは3つです。1つ目、（続）2050年に人口6,009人の町。危機感とアクションを問う、2、「攻めの誘客構想」を問う、3、原町地区の公民館機能はどこが担っているのか。

前回3月の一般質問に関する追加質問と地域振興の質問になります。

まず、前回切り出したことの繰返しになりまして、また昨日の小林議員の一般質問で示されたデータとの重複なんかもありますけれども、昨年末に上毛新聞が報道した国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口では、当町の人口は今から26年後の2050年には現在の半減以上となる6,009人とされました。減少率は吾妻郡内で最大で、26年後には、はるか未来の話ではなくてもうあつという間のすぐそこということです。現在20代の町職員が中堅になる頃、今年生まれた子供が独り立ちする頃、私たちが町の老人福祉施設にお世話になる頃に6,000人の町です。

また、4月には同じく上毛新聞のフロント記事で、2018年から2022年の合計特殊出生率の統計結果が報道されました。東吾妻町は1.20で吾妻郡内ではやはり最低、県内でもワースト3でした。さらに、その2日後に報道された2020年から50年までの30年間の若年女性人口減少率は71.0%。当然2050年までには消滅可能性自治体とされました。それまであと26年しかないわけです。

前回の一般質問では、執行部に人口減少問題への早急に対策を推し進める全町的対策組織の必要性について問いました。このことは昨日の小林議員の質問の中でも強く求められました。前回のお答えとして「ひがしあがつま創生会議」が例に挙がりまして住民参加の行政運営を進めたいという答弁を受けました。2050年に6,009人という当初の報道から既にもう半年が経過しておりまして、あと26年しかない中での半年がもう過ぎているという状況です。

そこで質問です。この間、ひがしあがつま創生会議はどの程度開催されているのか、この重要な問題に対してどれほどの議論が熱を帯びているのか、具体的にどんな意見が出ているのか、それを受けての具体的な対応は早々に検討されているのか、以上の確認をまずお願い

します。

続く2つ目の質問はテーマが変わります。先月、群馬県による未来構想フォーラムの吾妻郡内を対象とした会議が知事の積極的な主導で開催されました。郡内から約800名が参加されました。

そこで、座長である知事の進行によりまして郡内6町村長が各自治体の未来構想を発表しました。その中で、当町は中澤町長から「攻めの誘客」を行うという強い意志表明がありました。発表の中で最後の発表順番ということで限られた時間だったわけで、プレゼンが踏み込めなかった部分が多かったかなという印象ですけれども、その具体的な構想について改めて質問いたします。

「攻めの誘客」の具体的なビジョン、それに基づいた戦略、それを展開する戦術などについて計画をお伺いします。計画が策定中であれば、まさに当日発表し切れなかった未来構想をお伺いしたいです。

最後に3つ目の質問はまたテーマが変わります。原町地区の住民活動を支える公民館機能についてです。

実は、私もこの問題に気づいていませんでしたが、この春に原町地区の奉賛会の会長さんが来てくれてまして、名前だけでもいいので奉賛会の会長を齋藤さん受けてくれないかということで、いろいろありまして受けました。それを契機に改めて認識した問題です。原町地区の奉賛会はその事務局機能が会長個人にあって、前任会長は、手伝ってくれている仲間はいったものの15年間独りで会の運営を行っていました。聞くところによると、ほかの地域の奉賛会は各地区の公民館が事務局を担っているということで、原町地区だけ個人に負担があるという状況です。

奉賛会は、戦没者遺族会を地域で支える組織ということで、戦没者慰霊祭の主催や忠霊塔の維持管理を行っております。後々その前会長に話を伺うと、会長の受け手がいなくて駄目元で最後に私のほうに依頼して、もし駄目だったらそこで解散しようというのが裏話だったそうです。奉賛会がこうして消滅するということは、お国のために、また地域の代表で戦争に行つて命を落としていった戦没者の慰霊と遺族者の支援が地域として失われるということにつながります。こうした尊い活動を個人の負担に頼っていた事実を知りまして大きな問題を感じました。

さらに、聞くところによりますと、同じように原町地区の老人会の事務機能も他地区とは違ひまして会長らの負担となっており、他地区と同じように公民館に事務局をお願いしたい

という強い願いがありました。

老人会も地区によっては解散ですとか活動停滞となっております、町全体でも存続が危ぶまれています。それでも、各地区は各地区公民館が事務機能を担い、住民活動をサポートし、住民と行政の協働で活動維持を目指し、お年寄りの社会参加、軽スポーツによる健康増進、文化活動などをサポートしています。

また、原町地区の遺族会ですけれども、事務機能サポートはあるのですが、公民館ではなくて社会福祉協議会が恐らく好意で受けているというような状態になっています。原町地区には中央公民館はあるものの原町公民館がないために、原町地区の住民活動についての業務事務の受皿がなくて、老人会、奉賛会、あと遺族会ですか、などにおいては会長や会員個人が事務を担う状況となっています。お年寄り主体の活動に対してもう少し心優しい手を差し伸べられないものかと思っております。

また、原町地区の住民活動を支える公民館がないということは、原町地区だけは住民への公民館サービスが他地区と違いがあり、公平に行き届いていないのではないかと思います。この現状についての問題認識及び原町地区公民館サービスが一体どこにあるのかということを確認したいと思います。

それで質問です。原町地区では熱意ある住民活動に隠れた形で問題がありました。こうした問題があることをまずは執行部はご存じだったのでしょうか。各団体は過去に中央公民館へ相談していますが、中央公民館は町全体の公民館であり、原町地区の公民館ではないので事務局を受けられないとの回答を受けています。その考えは執行部も共通認識であるのか、原町地区の公民館は一体どこにあるのか。

付随して婦人会も存亡の危機にあります。昨日の町長答弁の中では、婦人会の皆さんは地域の若い男女のマッチングを後押しするお世話役を担っているという話がありました。その婦人会はどの地区においても伝統的に事務を自分たちで行っています。町長からのお話をお伺いすると、時代の移り変わりとともにこの地域に婦人会はますます必要な存在であるという思いを強くしました。行政が婦人会の活動を支える必要はないのでしょうか。

以上の質問となります。

あとの追加等の必要なことがあれば自席で行いたいと思います。以上、取り計らいのほどをよろしく願いいたします。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) それでは齋藤議員のご質問にお答えをいたします。

1項目めのひがしあがつま創生会議の現状についてでございますが、創生会議は昨年末に東吾妻町第2次総合計画及び東吾妻町第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の外部評価を実施していただきました。結果につきましては住民参加による行政評価として町ホームページで公開しております。それ以降、創生会議の開催はしておりませんが、現行の総合戦略の計画期間が今年度に最終年度を迎え、次期総合戦略策定に関する協議を目的として本年度中に数回の開催を予定しております。

本計画は町の重要課題である人口減少対策の指針でありますので、改めて住民参加による行政運営を推進していく認識の下、創生会議での議論を生かした施策の検討を行っていききたいと考えております。

なお、次期総合戦略の策定においては、創生会議のほか、各種アンケートや住民ワークショップの結果の活用や目的に応じたヒアリングの実施等、様々な手法を検討して住民の意識やニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

2項目めの「攻めの誘客」の具体的なビジョン、それに基づいた戦略等でございますが、町では、第2次総合計画後期基本計画の目指す将来像を実現するために分野ごとに基本目標を掲げ、それに対応する施策等に取り組んでいるところでございます。

観光分野におきましては、必ず立ち寄りたい観光地づくりと町内周遊観光の促進を関係機関・関係団体と連携し推進することや案内板、駐車場など観光基盤の整備を進め、訪れた方々の利便性向上と多様な観光ニーズへの対応を推進しております。

連携事業といたしましては、吾妻峡・ハッ場ダム周辺地域でのレンタサイクル事業やダム放流イベント、長野原町との連携により実施しております。また、忍者をコンセプトとする取組として中之条町と共同開催する国際忍者学会の総会を9月に予定しております。

このように、地域資源を広域的に捉え、郡内や交流を持つ自治体との地域連携を進めるとともに、町営観光施設の運営に携わる指定管理者や町内関係団体との連携強化も図りながら誘客促進を進めていきたいと考えております。また、観光基盤の整備として、箱島湧水と仙人窟に駐車場を整備したほか、町内10か所にインフォメーションガイド看板を設置するなど利便性向上を図っているところでございます。

今後は、観光基盤の整備を引き続き進めながら、自然や歴史、食文化などを生かした新しいアイデアによる地域資源の磨き上げと自治体間の連携強化、官民連携の推進により「攻め

の誘客」を推進していきたいと考えております。

3項目め1点目の原町地区の公民館は一体どこにあるかでございますが、中央公民館は原町地区の公民館機能を併せ持っております。したがって、原町地区の住民活動については中央公民館を通じてサポートを受けることが可能でございます。

次に、公民館の団体事務の取扱いについてでございますが、戦後、荒廃・混乱した社会状況の中で、新しい日本の再建のためには教育の力が必要とされたことから公民館設置が提唱され、郷土再建の拠点とすることから始まっております。

また、社会教育関係団体は、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とする団体と社会教育法に定義をされております。このことから基本的には社会教育関係団体が自立して運営されることが望ましいと考えており、団体の自主性や独立性を尊重し活動を継続していただくことが理想でございます。

一方で、各団体の活動は町の活性化や町民の皆様それぞれのやりがい、生きがいにもつながり社会教育活動にも大いに貢献するものですが、各団体における高齢化が進行している現状についても認識しており、団体事務を行うことが難しい状況になっていることも理解しております。

しかしながら、全ての団体事務を行政が行うことは財政面や人材面で制約があり、難しい面があることも事実でございます。行政といたしましては、各社会教育関係団体の自立性を尊重しつつ、必要なサポートを提供できるよう支援していくことが今後の課題であると捉えております。

具体的な支援策につきましては、事務局を預かることが難しい場合であっても自主的な活動を続けている団体の歴史等を尊重しつつ、各社会教育関係団体とも協議しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 2番、齋藤貴史議員。

○2番（齋藤貴史君） 町長ご答弁を丁寧にありがとうございました。追加の質問がございます。

まず、最初の人口問題のところで追加ですけれども、ひがしあがつま創生会議の概況の報告をお伺いしまして、現状はあまりこの人口問題について熱を帯びたような目立った動きというものがちょっと感じられず少し残念です。

それでは、それに代わってなんですけれども、日頃、課長会議等々を開催されていると思

いますけれども、その会議の中で、人口減少問題についてそれを見据えての各課で予期される悪影響とか危機意識の共有などというものは検討されているのでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 課長会議というのは毎月の課長会議の話ですか。毎月の課長会議を行っておりまして、その月の予定等の後に、まち・ひと・しごと総合戦略の進捗状況等、取組状況等の報告を受けながら、その中でまた新たな意見等もいただいて取組を進めているというところでございます。

○議長（佐藤聡一君） 2番、齋藤貴史議員。

○2番（齋藤貴史君） ご答弁ありがとうございます。

まず、住民を交えての会議の中での検討ということも大事だと思いますけれども、やっぱり町の執行部を中心とした行政組織の中でのこうした問題の共有というものをぜひ進めていただきたいと思っております。

追加ですけれども、ちょっと前置きが長いんですが、創生会議絡みの話ですけれども、私、2017年に第2次総合計画を策定する際に、策定のための住民組織の東吾妻町総合計画審議会の構成員を務めていました。当時、私は、JICAの孫請けの仕事をやってまして、発展途上国の水道の集水率を上げるためのコンサルタントという業務で、ケニアとかタンザニアのザンジバル島とかパレスチナなどの水道局と共同作業を行っていました。少なからず水道事業をかじっておるということで、計画策定時の住民アンケートの中で東吾妻町の住民は町の水道事業に対してほかのいろいろな事業よりも高い満足感を示していたわけなんです。

水道事業は地域医療の体制と並び最重要の事業であるにもかかわらず、それが最大の満足感を示していました。その結果を見て、当時、私はアンケートよりも足下をよく見て、老朽化する水道インフラとか集水率の落ちていく水道事業への危機感を示し、アンケートには満足しないで2018年から最重要で取り組むことを提言しました。しかしながら、その声は計画の中に反映されることはなくて、その後の町の水道事業も表立っては危機が隠される感じで、7年たったこの春ようやく水道料金が改定されて一手が打たれたということになっています。

このような経験を踏まえると、先ほどの町長の答弁で伺ったひがしあがつま創生会議も少なからぬ心配をしております。毎度のことでしつこいのは重々承知なんですけど、どうか人口減少に立ち向かう組織の創設を節に願います。

人口問題は、国から提供される画一的な対応ではなくて、スピードと各地域の事情に沿っ

た対応が肝心であると言われていています。実際に財政破綻した夕張市とか、東吾妻町よりも山間部で人口の少ない自治体が全国ですばらしい成果を収めています。例えば、当町の友好自治体の一つの山梨県忍野村などはそれがいい例となっています。それぞれ地域の強みを生かして独自の地域振興をしています。コンサルタントや国や県を頼らずに目を見開いて現実をよく見て、地域をよく見て、執行部自らが一步を踏み出してほしいと思っております。

それで、先ほど申し上げました忍野村ですけれども、ちなみに町長は、先日、友好自治体の会合が当町であったということで忍野村の村長もお見えになられたと思いますけれども、この村は出生率が1.8以上を8年続けているという全国でもまれな自治体なんですけれども、その英知と申しますか、それを村長から共有するような機会というのは今までにあったでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 忍野村とは杉並区の友好交流のグループの自治体の中に入っております。実は今の村長は昨年交代されたんですね。前村長とはかなり交流が長くやっておりましたのでありましたけれども。

忍野村は、自衛隊の演習地等もあって有力な企業も入っていて、不交付団体であるというようなことでかなり恵まれた状況であるわけでございまして我が町とはちょっと違うんですけれども、そういった中でお互いに意見交換をしながら聞いてまいりました。東吾妻町から忍野村にこの支援年表をお見せしたら、今年の春に忍野村の生涯支援年表というのつくったよというのでいただきまして、そういう面ではご指導したようなところもあります。

これからも、忍野村さんは優良自治体でございますので、お互いに新村長とも意見交換をしながら、我が町のために意見交換をして互いに高め合っていきたいというふうには思っております。

○議長（佐藤聡一君） 2番、齋藤貴史議員。

○2番（齋藤貴史君） ご答弁ありがとうございます。

続きまして、2番の「攻めの誘客」のところの追加なんですけれども、先月末、東吾妻町観光協会のほうが観光庁の大型補助事業という「特別な体験等によるインバウンド消費の拡大・質向上推進事業」というものに採択されまして、東吾妻町と群馬県の連携承認を得ての採択ということで、特に中澤町長におかれましては特別な独自のルートで強烈に後押しをいただきまして、すばらしい成果を納めることができました。この事業は、何と自己資金が不要の定額補助の事業でございまして、補助額は驚異の5,000万円というものです。

近年は、毎年度末・年度当初にこのようなスペシャルな補助事業を公募されておりまして、今回の観光協会のテーマは国指定名勝吾妻峡と国史跡岩櫃城跡を活用しての忍者ツーリズムということなんですけれども、ご存じのように、当協会は年間予算が3,000万円ほどの会でございます、けどもその中で追加で5,000万円の事業を行うということで、これこそ思い切った自主事業にエントリーしたことによって、予算の1.5倍にもなる大きな成果にチャレンジするということが可能になりました。

この姿勢こそが町長がおっしゃられるところの「攻めの誘客」の一つなのではないかなと思ひまして、これを調べますと、県内の採択事例としては群馬県が応募した特別な温泉ツーリズムの造成、JTBが公募した特別な尾瀬の観光など4件の採択だけです。これを考えると、もはや東吾妻の文化遺産は、尾瀬とか温泉とか富岡製糸とかそれと並ぶような文化観光資源であると国が認めていると言っても過言ではありません。実際に、群馬県のメディア戦略アドバイザーは吾妻忍者のプロモーション戦略を担うプロデューサーに無償でなってもいいとおっしゃっています。

そこで追加の質問です。「攻めの誘客」に挑むための予算編成の仕方についてです。観光庁や文化庁による大型で条件がすごくいい文化観光補助事業というのは今後しばらくは年度末とか年度初めに必ず募集があるという見込みでございますけれども、これにエントリーしたくても、そこらの自治体ではなかなかエントリーするだけの特別な材料というのがなくて、群馬県ではもはや限られた自治体しか行えません。

実は当町はその選ばれた自治体ということなんだと思います。補助金が交付されるまでの立替え費用というものを予算確保しておくことができれば、こうした選ばれた事業に年度末、年度初めに憂いなくチャレンジができると思います。3月頃に募集が出てきたときに、予算を組んだばかりでその予算を見ていないので応募できないとか、補正を組まなければならないんだけど6月になってしまうとか、そういう理由でエントリーチャンスをみすみす見合わせるようなことがないように、あらかじめ準備しておくことで「攻めの誘客」が実現すると思っています。

「攻めの誘客」の効率的な近道だと思いますけれども、予算編成におきまして、こうした効果的な自由度の高い編成というものは恐らく群馬県とか富岡市などは行っているものと想像できますけれども、当町でもこのような対応を実施していくことはできないでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 今度の忍者のツーリズムの件につきましては、県内でも幾つかの中に

入って大変有利な事業でございまして、これを生かして「攻めの誘客」につなげていただければと思います。

そうやって齋藤議員をはじめ若い議員の方々が観光なり、また偉人についての事業等を進めていただくということは非常に心強いこととございまして、ありがたく思っております。

お尋ねの点につきましては、やっぱり国の事業のあらかじめそのデータを先取りして認識して、そして準備ができればいいかなというふうには思っておりますので、その点をいかにほかの自治体より早く入手できる方法があるかなというふうに思っております。常にそういったように目を光らせて各課がいることが必要かなというふうに思ってます。国の事業の恩恵に預かるにはそういった努力も必要かなというふうに思っておりますので、今後も、議員の皆様の情報等もいただきながらその点についてはしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 2番、齋藤貴史議員。

○2番（齋藤貴史君） 町長ご答弁ありがとうございます。

それでは、時間も残り少ないのであと最後になりますけれども、同じく「攻めの誘客」についてです。

今年9月に、先ほど申し上げた観光庁の事業を活用しまして、プロモーション戦略の一つとして東京ビックサイトでの日本最大の観光展示会、ツーリズムエキスポジャパン2024というものの商談出展に参加する見込みとなっております。

ツーリズムエキスポに行くと、2年前に行っているんですけども、実は吾妻忍者というのは草津温泉よりも人気と注目度がありまして多くの誘客機会の創出につながっています。斜め後ろとかに近くに草津温泉とか群馬県のブースがあってもそっちよりもこっちのほうがお客さんがいっぱい来ると、特に海外のインバウンド相手にしたような事業者ですとかそういう状況になっております。

先月の未来構想フォーラムでは、年間400万人の誘客を目指す草津町長の独擅場というイメージが強かったわけですけども、ところがどっこい、東吾妻町は場所を変えれば草津以上のワールドワイドなポテンシャルを持っています。

そこで最後の質問ですけども、吾妻峡や岩櫃城、吾妻忍者などの歴史ロマンを日本遺産に登録することができればさらに特別な国の支援を受けることができます。世界が注目する東吾妻町の文化観光資源で日本遺産登録を目指していただけないでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 岩櫃山、岩櫃城、真田吾妻忍者等の日本遺産にということでございますが、非常に大きなお話でありますけれども、こういうものが将来的に実現できればこの東吾妻町にとって大きな力になるかなというふうに思っております。

今後も、そういうものを見据えながら、どうやっていけばそういうものが獲得できるのかということ、今まではそういうことは思ってもみなかったんですけども、今後はそういう目でどうやったらつかむことができるのか研究していきたいと思っております。

以上であります。

○議長（佐藤聡一君） 以上で齋藤貴史議員の質問を終わります。

時間が早いんですが、ここで休憩いたします。

再開を11時といたします。

（午前10時49分）

○議長（佐藤聡一君） 再開いたします。

（午前11時00分）

◇ 高橋徳樹君

○議長（佐藤聡一君） 続いて、7番、高橋徳樹議員。

（7番 高橋徳樹君 登壇）

○7番（高橋徳樹君） それでは、議長の許可をいただきましたので一般質問を通告書に基づきましてさせていただきます。

高齢者福祉のさらなる充実をということでございます。

今般、当町では、令和6年度から8年度に向けた3か年の第9期高齢者福祉計画等が取りまとめられました。中心計画では、「健やかでいきいきと明るく暮らせるまち」として、団塊の世代全てが75歳以上の後期高齢者となることから、これまで積み上げてきた計画の総仕上げを行うための様々な施策が展開されております。その中から高齢者福祉関連の充実について以下伺います。

第6期から第8期までの高齢者福祉支援の取組である主な成果及び評価、また課題はどのようなものがありますか。

今後、成果を定着させ、課題を解決し、さらに充実すべき策はどのようなものがあるかお伺いします。

当町の地域包括センターでは、専門職3名の職員が配置され、他自治体からも参考とされるような高齢者への質の高いサービスが提供されていると評価しているところでございます。しかし、今後はより高齢化の進行に伴う相談件数の増加や多様化する高齢者ニーズに応じて、福祉、健康、医療、介護等の一体的な総合相談、支援が期待されることから、さらに専門職を確保、配置して包括システム機能を強化すべきと思いますが、町長の見解はいかがでしょうか。

日常生活についてでございますが、ごみ出しの支援や買物支援等についての現状と課題についてお伺いします。

認知症予防につきましては、当町はどのような予防対策プログラムを行っておりますか。また、予防プログラムをさらに効果的にするための課題は何か。

認知症カフェの開催は、認知症の方やその家族が地域の人や専門家と情報を共有してお互いを理解し合うことで極めて重要と考えます。地域ごとの開催日数状況、また認知症カフェが自立支援や孤立を防ぐために効果的に機能しているのか伺います。

認知症サポーターがチームを組み早期支援を行うチームオレンジ、また認知症ケアパス普及事業についてお伺いします。

地域の見守り対策等でございますが、単身高齢者や高齢者の夫婦が増える中で地域の見守りの状況はいかがでしょうか。また、当町における安否緊急情報サービスの利用状況をお伺いします。

公民館を地域づくりの拠点にということで外部人材の活用をお願いしますという質問でございます。

県内自治体においては、地域づくりの拠点整備として公民館活動を見直す動きが見られます。社会教育法に基づく学びの視点から自治法に基づく営業活動での利用等も考慮した、より柔軟な住民目線対応での公民館活動、学びと地域づくりの活動を合わせた活動を進めているというものでございます。当町でも画一的ではない地区ごとでの特色を取り入れた活動が重要であり、以下伺います。

地域では活性化のためにこれまでどのような公民活動が行われてきましたか。

地域での公民館利用規約は統一されたもので運用されておりますか。

公民館でできない活動はどのようなものがありますか。

今後、地域住民の方が自主的に運営するサークル活動、イベントの開催支援、老若男女の情報交換の場づくりのためには公民館事業予算の増額や外部人材活用（地域おこし協力隊、集落支援員等）も検討すべきと考えますが、町長の見解はいかがでしょうか。

2次質問については自席にて行いたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 町長の答弁を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） それでは高橋徳樹議員のご質問にお答えいたします。

1項目め、高齢者福祉のさらなる充実をの高齢者福祉事業全般の1点目及び2点目の高齢者福祉支援の成果や課題、今後の施策でございますが、これまでは介護予防事業に力を入れ健康寿命の延伸につながる支援に努めてまいりました。

現在でも町社会福祉協議会、以降は社協と申しますが、支援しているサロンへ保健師や栄養士、リハビリ職等の専門職を派遣しております。コロナ禍で一時的に停滞していたサロン活動であります。令和5年度には37か所まで回復しております。

第9期東吾妻町高齢者福祉計画・介護保険事業計画にも掲げておりますが、今後の課題といたしましては、高齢者の社会参加や地域での見守り、在宅生活の支援等になります。この課題解決に向けては、社協と協力する中で地区サロンの一層の充実を図っていきたくと考えております。サロン開催に当たっては、地域住民の理解協力はもとより担い手の育成に力を入れてまいります。

3点目の地域包括支援センターについてでございますが、ご質問のように、近年では相談内容の複雑・多様化が進んできております。現在、保健事業と介護予防事業の一体的な実施や、生活困窮や障害などの課題を複数同時に抱える世帯に対する重層的支援体制整備事業の移行準備に取り組んでいるところでございます。これらは担当課や社協など関係機関が横断的に連携し、実施する事業でありますので、体制を整えていく上で職員の配置や確保を検討していきたくと考えております。

4点目の日常生活自立についてでございますが、ごみ出し支援に関しましては社協事業の「ありがとうホットライン」によるボランティアの方が支援してくださるケースがあります。買物支援につきましては、現在、町商工会の買物代行や地区によっては民間の移動販売車が

ございます。配食支援は社協に委託しており、令和5年度末で25名が利用しております。対象者へ週2回の配食ですが、高齢者の見守りも兼ねてボランティアに協力いただいております。現状で緊急的な課題は少ないものの、5年後、10年後の不安を訴える方が多くおります。

町としては、近隣同士の支え合い活動を尊重しつつ日常生活支援の充実を図れるよう、関係機関と連携協力をしてまいります。

5点目の認知症予防プログラムでございますが、認知症のリスクを軽減させるためには他者との交流を図ることが重要と言われております。認知症予防のため、地区のサロン活動の中ではレクリエーションや軽運動、体操や脳トレ等、専門家を招いて取り組んでおります。

6点目の認知症カフェの開催でございますが、現在、太田地区と岩島地区は月に一度、認知症カフェの「カフェすいせん」が行われております。東地区は年に7回、原町坂上地区は年に4回程度開催しております。参加者の自立支援や孤立予防につながるよう、各地区の認知症サポーターとチームオレンジが主体となり活動しております。

7点目の認知症サポーター、チームオレンジ、認知症ケアパスについてでございますが、認知症サポーター養成講座は年に1回程度開催しております。これまで学校や官公庁に出向いて実施いたしました。延べ人数は933名となっております。その後、さらに研修を積まれた方にチームオレンジに登録していただき、「カフェすいせん」の構成員として活動していただいております。チームオレンジ登録者は34名となり、その活躍は県内でも先進的な取組になっております。認知症ケアパスについては、個別に相談があった際に相談者へ配付を行っております。

8点目の地域見守り対策等でございますが、単身高齢者や高齢者のみの世帯につきましては、現在、民生委員、児童委員を中心に見守りを実施しております。また、先日、改めて行政区長、班長宛てに配付物の際の見守り協力依頼の通知を発出させていただいたところがございます。

安否確認のための事業といたしましては緊急通報システムがありまして、利用者は7名おります。ほか認知症高齢者等事前登録制度の利用などもございます。また、地域見守り支援事業として新聞販売所や宅配業者、信用金庫等と協定を結んでおります。いずれにいたしましても、高齢者福祉の充実のためには地域住民の協力が欠かせません。今後とも官民の協働により取り組んでまいります。

2項目めの公民館を地域づくりの拠点についての1点目、どのような公民館活動が行われてきたかでございますが、中央公民館において行われている寿大学や保健福祉課とともに

っているブックスタート事業で、昨年度、優良公民館表彰をいただいております。また、各公民館では陶芸教室、アクセサリ作りなどの各種講座等を行い町民の教養の向上に努めてまいりました。スポーツ関係では、運動会やソフトボール大会、グラウンドゴルフ大会などを実施いたしまして、地域のつながり、活動の輪を広げ健康増進を図ってきております。

2点目、公民館利用規約についてでございますが、東吾妻町公民館条例及び公民館条例施行規則により統一して運用しております。

3点目、公民館でできない活動についてであります。社会教育法の解釈について平成30年12月に文部科学省より通知が出ており、特定の営利事業に対して使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図ることを禁止しております。また、特定の政党に特に有利なまたは不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させることは許されないとございますので、本町の公民館についてもこの基準で使用許可を出しております。また、暴力団、暴力団員等の反社会的団体の使用についても禁止しております。

4点目、公民館予算の増額や外部人材活用の検討でございますが、公民館予算の増額につきましては、厳しい財政状況の中、充実した公民館活動ができるよう努めております。今後も、少子高齢化や公共施設の老朽化による改修等で多額の予算が必要となり、必要に応じて検討してまいりたいと思っております。

各種講座の充実を図るためには、指導者、運営者の養成が必要となっており、ボランティアや地域おこし協力隊を活用して公民館活動の活性化を推進してまいりたいと思っております。

公民館は、住民同士が集い、学び、結ぶ場を提供し、各種団体の自主・自立のための支援は今後も行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤聡一君） 再質問はありますか。

7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

様々な業務を実施しているということで、地域包括支援センターの活動につきましても職員の方にもいろいろ話を聞くことができました。そこで、働くということにつきましては様々な対象者にいろいろサービスを行うという原点みたいなところの話を、話というかその感じを地域包括支援センターの積極的な意欲みたいなものを感じてきました。そこら辺のところの安心はありました。

それで、これから10年か15年か、私も今まであまり高齢者というところは見なかったんですけども、様々な雑誌とか新聞で高齢者独り世帯の孤独死だとかあるいは認知症が増えているとかいう記事があり最近とみに私も関心が深くなってきて、最近でも美容ではなくていろいろな雑誌でアンチエイジングということで、老化を防ぐということで、これは町も様々な予防対策に向けてあるいはその重層的な体制整備に向けて積極的にやっているということで、今後も引き続き町長に積極的な施策をお願いし展開していただければというふうに期待しているところです。

それから、その中の細かいところで認知症についてちょっとお聞きします。

今「カフェすいせん」ということでいろいろ地区でやっていますが、認知症予防ということの中で、この前も一昨年かな、もっと前かな、中学生議会でも生徒が取り上げてきましたけれども、健康マージャンみたいなところが非常に効果があるということで最近の上毛新聞にも取り上げられています。

たまたま昨日のテレビでも取り上げていました。健康マージャンのあれを見ましたけれども、この趣旨としてはまずお金を賭けない、酒を飲まない、たばこを吸わないという原則の中で進めていくということで、私もマージャンはできないんですけども、テレビとかいろいろ見ますと、90歳ぐらいの方が生き生きとやって、特に都市部が多いんですけども、やはり中学生の提言はかなり先に進んでいる提言だったのかなと改めて思いました。

それでちょっと質問しますけれども、公民館の拠点づくりの中で一つの試みとして今後こういったものを取り上げていく必要があるのかなというふうに思うんです、これだけじゃないんですけども。とにかくお年寄りが集まって、そういう皆さんが独りではなくて集まる場が、拠点づくりみたいな、充実したみたいなものが必要だと思いますけれども、町長の見解はいかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） マージャンでございますが、若い人のマージャン人口というのは最近はいくつか少ないんじゃないかなんて思っておりますけれども、私どもの年代ですと、土曜日が半ドンで午前中からメンバーを集めてお昼過ぎから雀荘でマージャンをやっていたという経験もあります。やっぱりやっていると、今お話が出たようにお酒を飲んだりたばこを吸ったりしてやっていますから非常に健康によくなかったですね、その当時は。そういう印象があるのであまりあれなんですけれども。酒、たばこは飲まないというふうな条件をつけてということでもありますけれども、そういうことならいいのかなというふうに思っております。

お年寄りでマージャンを賭けマージャンではないんでしょうけれどもするという事はいいことだというふうには思っております。そういう方が何人いらっしゃるのかということも把握して、そういうものができれば公民館なり町の空いている施設なりで行うことはできるのかなというふうには思っております。

今後、そういった健康マージャン人口がどの程度いるのか、果たして開催してずっと継続してできるのかというふうなところを調べてまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 再質問はありますか。

7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。継続性も大事だと思います。それと同時に、今、介護保険の中で要支援とか要介護の認定率がこの町は16%くらいと聞いていますが、そういう方を増やさない、介護保険に頼らない健康寿命といいますか、そのところは全て活性化の大きな源にもなろうかというふうに思います。

こういった様々な行事が公民館で行われておりますと、やはり家に入っている方も外に出てくるというか、そういったような可能性も出てきますので、ぜひこういった行事も検討していただければというふうに思っております。

それから、認知症カフェ「カフェすいせん」につきましては、地区ごとに先ほど回数ともどもをいただきました。私が8年か9年前に郷原に生活を始めたときは、後でちょっと触れるんですけども、公民館とか地域の拠点については原町を中心としたコンパクトシティーみたいな感じのほうがいいのかなというイメージでいましたけれども、ちょっと考え方がここに来た当初と変わったのは、やはり東、太田、原町、岩島、坂上、それぞれの皆さん、住んでいる方の自然環境とか景観とか文化とか様々なことがあって地域性があるのかなというふうに思ったときに、やはりちょっとつながりがあるんですけども、その公民館という拠点が、先ほど中央公民館の動きが出ましたけれども、公民館の活動というものがちょっと見えないところがあって、そのところの活動強化といいますか何か新しい施策展開みたいなところで、さらに地区ごとにあった、何というんですか、お年寄りの活動が盛んになるようなところも期待できるのかなというふうに思っております。

その中で、今いろいろ行政経験豊富な館長がおられるんだと思いますけれども、いろいろな仕事の中で、今後それぞれの公民館に地域おこし協力隊ですか、これを5地区に全部配置するようなことも必要になってくるのかなというふうに思うんですけども、町長はその辺のお考えはどうですか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そうですね、地域おこし協力隊の活用ということは、公民館に限らずほかの分野でも活用してまいりたいと考えておりますので、公民館に地域おこし協力隊を入れてその地域を活性化、元気にしたいということもいいことだと思いますので、この点につきましても検討してまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

地域おこし協力隊についてちょっと触れます。この町でも熊の対策とか「アガッタン」で活躍されています。

特に私、最近地域おこし協力隊の活動がすごいなと思ってちょっと目に留まっているんですけども。最近、群馬県の上毛新聞を見ますと色々な地域でかなりいろんな活動をされています。町がこういう方を、こういう業務を募集しますということではなくて、都市部に住んでいる若者にこの町を知っていただいて、とにかく町の要望というよりもその方がしてほしいものということでも募集をかけているということで、それも一つのやり方かなと思っています。群馬県は北関東でも一番、地域おこし協力隊を活用しております。昨年が163人、その中で上野村が27人、嬭恋が24人、みどり市が15人であります。やはりこの町ももうちょっと、もちろんその専門性とかそういうところもあれば一番いいんですけども、また地域づくりと申しますか、公民館みたいな活動に新しい事業を生み出してくれるのは。

特に協力隊の最近の動きとしては、定着率もさることながら、かなりの高い率で終了後に起業と申しますか、自分で会社を始めたり、あるいは古くなった会社を引き継いだり、あるいはコーヒー店を引き継いだりとかいうようなことが多く見られるので、一つの動きとしてやっぱり人材活用が出てくるのかなというのものもありますので、やはりもう少し地域おこし協力隊の人員の数も増やしていったらどうかというふうに思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 地域おこし協力隊につきましては、今まで協力隊の期間が終了してこの町に残っている方が4名いらっしゃいます。農業に従事をしたり、観光を担当したり、起業したりということです。

あと、「アガッタン」のマネージャー的な職に就いていただいて、「アガッタン」の運行を非常に活発にしている方もいらっしゃいますし、非常にありがたい存在でござ

います。高橋徳樹議員のおっしゃるような優良な協力隊の方がいらっしゃいますので、そういった人を招いているような分野で活動していくということは必要だと思っておりますので、今後も、そういうことを前面に出して積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。よろしくお願いします。

それから、今日は特定地域事業組合とかに触れませんが、外部人材を活用という面では、そんな規模の大きいところじゃないところも、外国の方も採用枠を広げたりしているところもありますので、今後、そういったことも検討していただければというふうに思うんです。

そういった中では、例えば台湾なんかにつきましても、町長もご存じのように交流が始まった基隆のところの実用学校につきましては日本語と英語と中国語の堪能な生徒がいて、そういった方も今後、当町で仕事してもらおうというようなことも含めて、そういった外国の方も採用枠として今後検討していったらどうかなというふうに思いますけれども、町長の考えはいかがですか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 台湾の基隆市と交流を今しております。台湾の大使館に当たります駐日経済文化代表処ですか、名前がちょっと違ってはいますが、いわゆる大使館の代表、大使の謝長廷さんが、平成29年6月に古い役場庁舎の頃ですが来ていただいて議会の議場で皆さんにお話をしていただいたこともございまして、基隆市との交流に力を貸していただいた方でもございます。このたび総統がお代わりになりますので、これで任期8年を終えてお帰りになるということでございましたので、先日、代表処に行きましてお礼のご挨拶をまいりました。29年のときの写真を送って、水仙ちゃんと並んで撮っている写真とか旅籠で歓迎会を開きました。そのときに餅をついてはいましたが、その写真を持っていったりして非常に喜んでいただきました。

今後も、台湾にお帰りになっても東吾妻町につきましては協力していただくというふうなお話もいただいておりますので、今後も、基隆市との交流に力をお貸しいただけるものと思っております。

台湾の基隆市には石坂荘作さんの造った夜間学校がずっと今も続いております。石坂荘作さんから観光大使になった一青妙さんのひいおじいさん等が引き継ぎまして、現在は、光隆家商という日本でいうと専門学校なんです、日本語学科もありますので、そういうところの方々を東吾妻町に招いて交流しながら、またそういった力をこの町にお貸しいただけるよ

うなことも今後はできればいいなというふうには考えております。一青妙さんも快く観光大使になっていただいて、観光面以外にそういった面でもお力をお貸しいただければありがたいというふうに思っております。

今後も、台湾の基隆市との交流活動をしっかりと行ってまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

まず、中学生交流もこれからまた活発化すると思いますし、その後は住民同士の交流が始まって、その後、かなり先かもしれませんけれども、職員交流といたしますか、この町の職員の方があちちに行っていていただくということもあるのかなというふうに思いまして、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

それから、見守りの中で安否緊急通報サービスについてですが、これは地域包括支援センターに行って聞いたときに、このいろんな他町村のやっている例を挙げて、ちょっと私も勉強不足だったんですけども、この町でもいろいろやっていますということで先ほど町長の報告もありました。

ただ、意外とこのいい仕組みとかシステムがこの総合計画に載っていますけれども、この辺のところあまり皆さん知らないケースが多いと思うので、今後さらにPRとかホームページだとかいろいろされたほうがいいのかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 安否確認のための緊急通報システムについてでございますが、これにつきましては現在7名利用しております。これにつきましても、こういうものがあるんだよということで町民の皆様には周知するという事はこれからも十分に行っていくことが必要かと思っておりますので、その点につきましては広報なりホームページなりでしっかりと行ってまいりたいと思います。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

なぜそれを聞いたかという、都会に住んでいる娘さんがこちらに住んでいる親の方が独りで暮らしているのでちょっと心配だということで、今いろいろ新聞紙上でも、この年寄りの方の見守り状況というのはかなり今進んでいろいろなシステムがあるようですので、そこら辺をちょっとお聞きしたかったものですから、今後もそういった方がいるのかなというふうに、都会に住んでいる子供さんたちが今心配でということもあるので、これはぜひまた

よろしくお願ひしたいなと思ひます。

それから、今回、高齢者福祉については、この10年から15年が勝負かなというふうに待ったなしかと思ひて、今がということであつと予算の拡充なり人員体制の強化ということで一般質問をさせていただきます。

その中で総合計画に触れるんですけれども、総合計画の中で私は前から思ひていたのは、今後、計画については3年と言わずいろいろ柔軟に現実に即応した形で変えていくという理解があつてそれをすごく思ひますけれども、その辺、総合計画の、特にこの高齢者福祉の問題についてもここに様々な、介護保険に限らず一般財源のところ、先ほどあつたサポーターとか老人会のあれとか色々載つてはいますが、もう少し額的なことも含めて予算の充実面も必要なかなというふうに、総合計画で言ひますと基本目標の5ですけれども、シニアの方のこの予算のところの掘り起こしも含めた、人の参加も含めた拠点づくりの公民館の整備も含めた老人、シニアの方を対象にしたお金について予算的な個々の強化が見直されればというふうに思ひますが、町長いかがですか。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） お年寄り、シニアの皆さんへの支援といひますか予算関係の話でござひますけれども、これについては当然日頃からの状況を見ておりますので、その都度、状況を判断しながら予算の増額等は実施しているところでございます。

今後、そういった姿勢はしっかりと取つて、お年寄りの皆さんが安心して暮らしていただける東吾妻町をつくつていかなければならないと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐藤聡一君） 7番、高橋徳樹議員。

○7番（高橋徳樹君） 今、この質問で様々な回答いただきましてありがとうございます。

最後ですけれども、子育て世代に対する施策だとかについてはこれまでも厚い施策等々にしていただいているというふうには感じておひまして、やはり子供さんはこの町の宝でありますけれども、将来を背負つていく子供さんたちだけでなく経済基盤を築いてきたり、あるいは文化活動、農林商工業の地域の活性化のために貢献してきたお年寄りの方、シニアの方も町の宝でございますので、子供さんと同様に今後、きめ細かい、介護事業計画もかなり整備されていると思ひますけれども、これまで以上に、誰ひとり取り残さない介護、高齢者の支援ということなので、それが重層的な最終目標だと思ひますので、ぜひ今後とも、予算も含めた中で高齢者についてはそれこそいひますか地域みんなで支援していくというよう

な体制でいければと私は考えているものですから、ぜひ町長、またそういうところで進めていただければと思いますが、最後に一言。

○議長（佐藤聡一君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） 町民の皆様、子供さんからお年寄りまで全ての方が安心して快適に暮らせるような東吾妻町をつくるためにしっかりと、職員等も協力し合って、また議員の皆様のご意見もいただいて、力を合わせて取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○7番（高橋徳樹君） ありがとうございます。

○議長（佐藤聡一君） 以上で高橋徳樹議員の質問を終わります。

これをもって町政一般質問を終わります。

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについてはその整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

○議長（佐藤聡一君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐藤聡一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

◎町長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 閉会の前に町長の挨拶をお願いいたします。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 令和6年第2回定例会の閉会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

去る4日に開会されました今期定例会におきまして、教育長の任命についてなど人事案件6件、東吾妻町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例についてなど条例関係7件、令和6年度東吾妻町一般会計補正予算など予算関係3件、報告関係1件、そのほか追加議案を含め契約関係3件、合計20件を提案させていただき、全て原案どおりご議決をいただき、本日、閉会の運びとなりました。

今回の審議の中での議員の皆様が多岐にわたるご意見等を真摯に受け止め、今後の町政の執行の中で生かしていく所存でございます。

終わりに、議員の皆様方には、公私ともご多忙な日々が続くと思いますが、健康には十分ご留意の上、地域の活性化や町の振興発展のために今後ますますご活躍いただきますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（佐藤聡一君） 閉会に際し一言ご挨拶を申し上げます。

令和6年第2回定例会は、6月4日から本日まで11日間にわたり開催され、執行部提案の人事案件6件、報告1件、条例関係7件、補正予算3件、その他3件の執行部提案に加え、議員提出議案2件、陳情書の審査等、終始熱心にご審議いただきました。

また、町政一般質問には7人が立ち、ここに終了することができました。

会期中、格別なるご精励をいただきました議員各位、また、諸般にわたりご協力いただき

ました執行部の皆様に心よりお礼申し上げます。

会議中の発言には町政を執行するに当たり参考になるものがあったと思います。事務執行に当たりこれらが十分生かされていくものと期待しております。

蒸し暑い毎日が続くようになってまいりましたが、皆様におかれましては健康に十分ご留意いただきまして各方面にわたり一層の活躍を期待申し上げ、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（佐藤聡一君） 以上をもって令和6年第2回定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

（午前11時43分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

令和 年 月 日

東吾妻町議会議長 佐 藤 聡 一

署 名 議 員 渡 一 美

署 名 議 員 井 上 日 出 来

署 名 議 員 高 橋 弘